

第4期加古川市地域福祉計画（案）

令和2年12月

加古川市

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
第2章 加古川市の現状について	7
1 データからみた加古川市	8
2 地域活動等の状況	20
3 第3期計画における取組状況	25
4 地域活動団体等の現状	30
5 第3期計画の総括	34
第3章 計画のめざす方向	37
1 基本理念	38
2 基本的な視点	38
3 基本目標	40
4 施策の体系	41
5 加古川市がめざす地域福祉のイメージ	42
第4章 施策の展開	43
1 地域福祉活動に関する人・基盤づくり	44
(1) 人材の発掘と育成	44
(2) つながる場の創設	44
(3) 活動の支援	45
(4) 参加意識の醸成	45
2 必要なサービスを受けられる仕組みづくり	46
(1) 情報提供体制の充実	46
(2) 相談窓口の充実	46
(3) 権利擁護の推進	47
(4) 自立を支援する体制の充実	48
3 地域の課題を支えあう仕組みづくり	49
(1) 地域課題の共有	49
(2) 地域の安全・安心の確保	49
(3) 福祉・保健・医療と生活関連分野の連携強化	50
第5章 加古川市成年後見制度利用促進基本計画	51
1 計画の策定に当たって	52

2	成年後見制度を取り巻く現状と課題	52
3	基本目標	53
4	施策の展開	53
	（1）成年後見制度の普及啓発	53
	（2）相談機能の充実と利用促進	53
	（3）地域連携ネットワークづくり	54
第6章	計画の推進	55
1	市民、事業者、行政等の協働による計画の推進	56
2	地域福祉を担う各主体の関係図	59
3	地域福祉の推進	60

第 1 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

人口減少、少子高齢化が急速に進展していく中で、ひとり暮らし世帯、高齢者世帯が増えるとともに、地域における人と人とのつながりが希薄化して、地域で互いに支えあう関係づくりが難しくなっている状況です。

また、社会・経済情勢の変化に伴う雇用環境の悪化等の影響により、生活困窮やひきこもりによる貧困の連鎖や社会的孤立をはじめ、8050問題、ダブルケア、さらに、認知症や知的障害その他の精神上的の障害により、財産の管理や日常生活等に支障が出るなど、個人や世帯が抱える問題は、複雑・複合化しています。

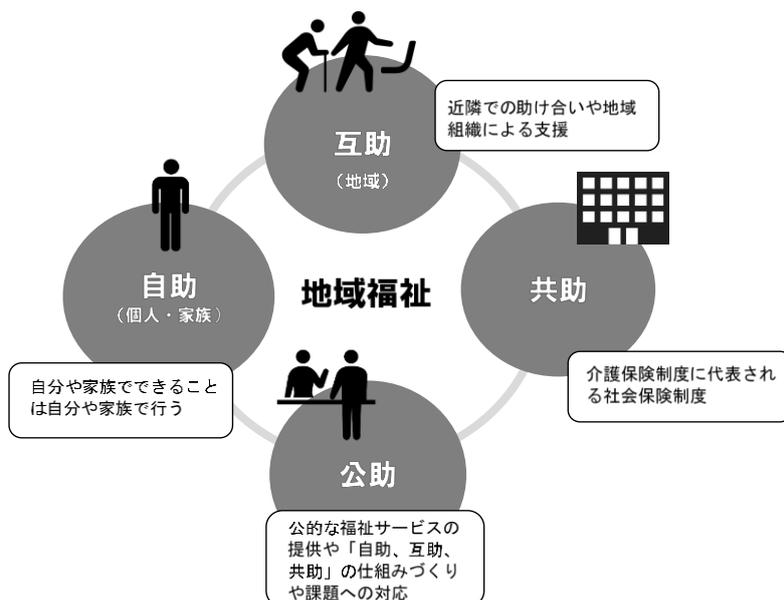
国においては、これらの地域課題の解決に向け、地域福祉の推進に係る様々な検討がなされ、医療・介護・住まい・生活支援が一体的に提供される“地域包括ケアシステム”や生活困窮者自立支援制度の創設、成年後見制度の利用促進などについて、市をはじめ、関係機関や団体、事業者とともに、地域住民が連携して取り組んでいくように方針が示されているところです。

さらに、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会である「地域共生社会」の実現に向けて取組を進めることとされています。

本市では、地域福祉に関する理念や取組の方向性を示す総合的な福祉計画として、平成18年3月に「加古川市地域福祉計画」を策定し、5年ごとに見直しを行ってきました。

上記の社会経済情勢の変化を踏まえ、さまざまな生活・福祉課題の解決に向けて、住民が自ら行うこと（自助）、地域での見守りや支えあい（互助）、介護保険制度等による社会保険制度（共助）、公的な福祉サービス（公助）の連携による取組を進めるため、「第4期加古川市地域福祉計画」を策定します。

■連携による取組のイメージ



2 計画の位置づけ

① 法律の根拠

地域福祉を推進していく一環として、社会福祉法第 107 条で市町村が「地域福祉計画」を策定することが規定されています。「加古川市地域福祉計画」は、社会福祉法第 4 条に規定された地域福祉の推進を図り、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしく安心して生活ができる地域共生社会の実現という目的を明確にし、本市の実情にあった地域福祉を計画的に推進するためのものです。

平成 30 年 4 月施行の改正社会福祉法により、第 107 条に地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉等に関して、共通して取り組むべき事項が規定され、各福祉分野に横串を通す横断的な体制整備の内容が追加されました。

さらに、令和 3 年 4 月施行の改正社会福祉法により、第 4 条で地域福祉を推進する上での地域共生社会の理念の追加や、第 107 条で地域生活課題の解決に向けての包括的支援体制の整備に関する事項が規定されています。

社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（地域福祉の推進） 「令和 3 年 4 月 1 日施行」

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個人を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない

（市町村地域福祉計画） 「平成 30 年 4 月 1 日施行」

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

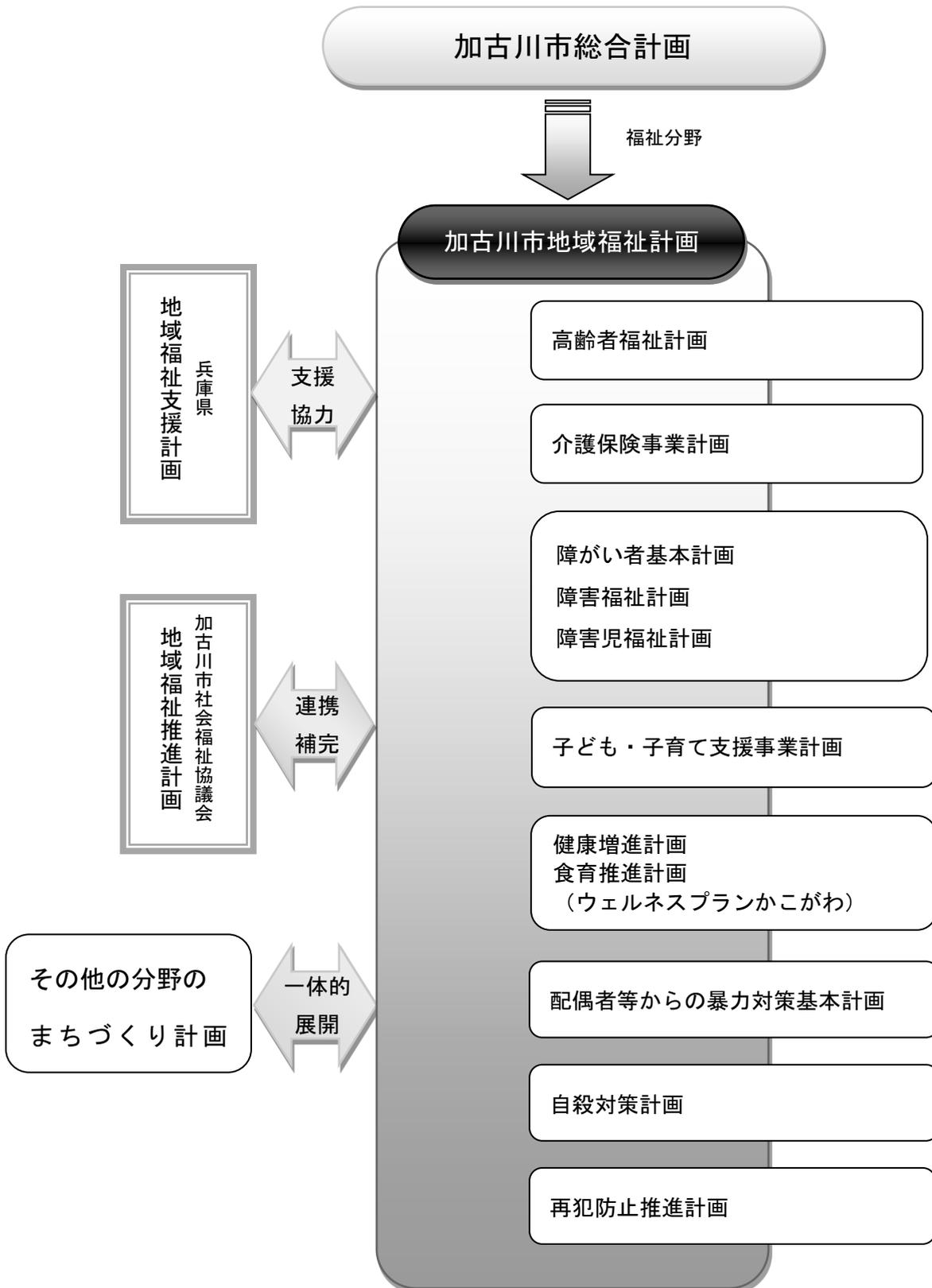
（市町村地域福祉計画） 「令和 3 年 4 月 1 日施行」

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

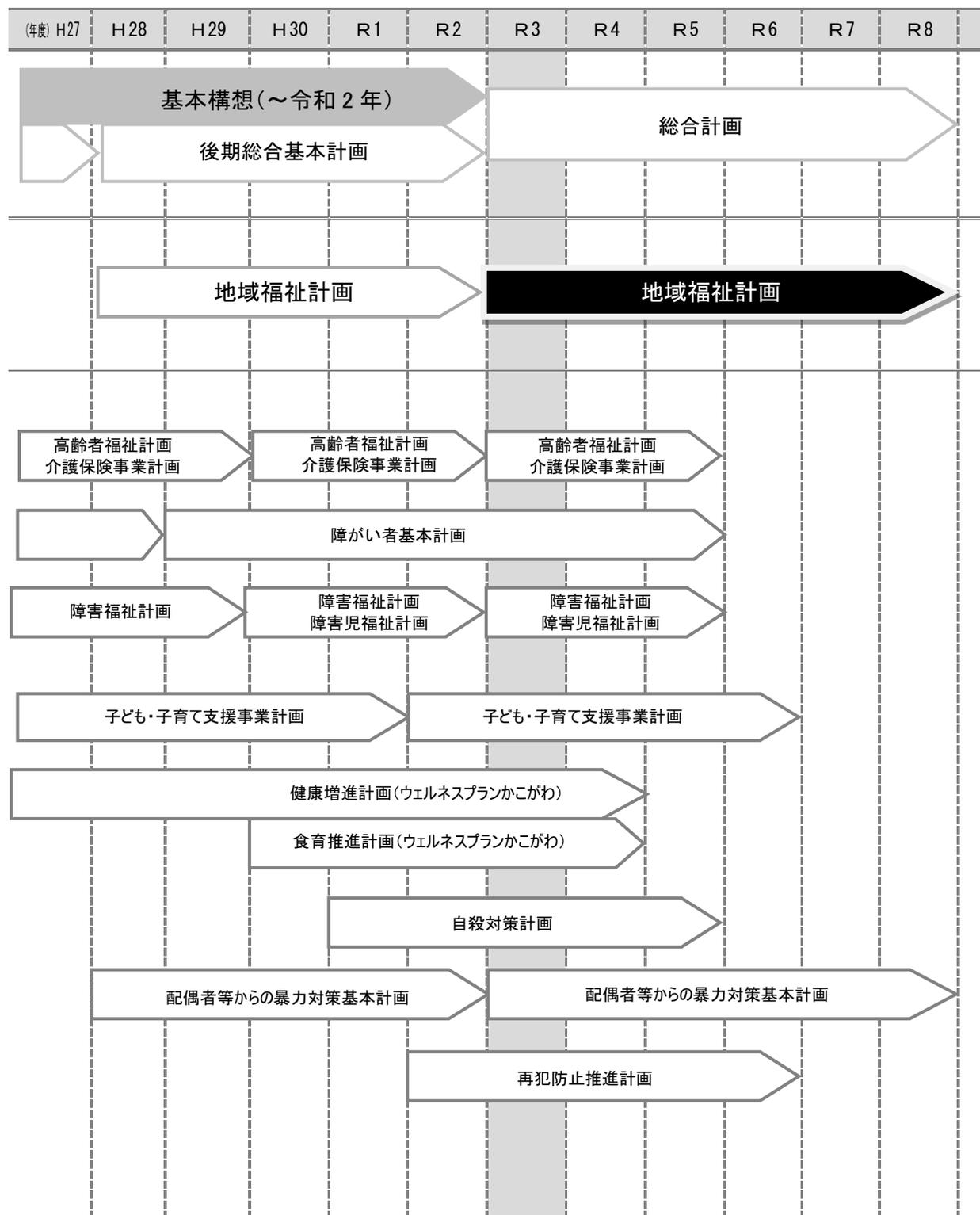
② 他の計画との関連

第4期加古川市地域福祉計画は、「加古川市総合計画」を上位計画とし、これまでに策定され、実行されてきた各分野別の福祉計画等との整合を図って策定します。



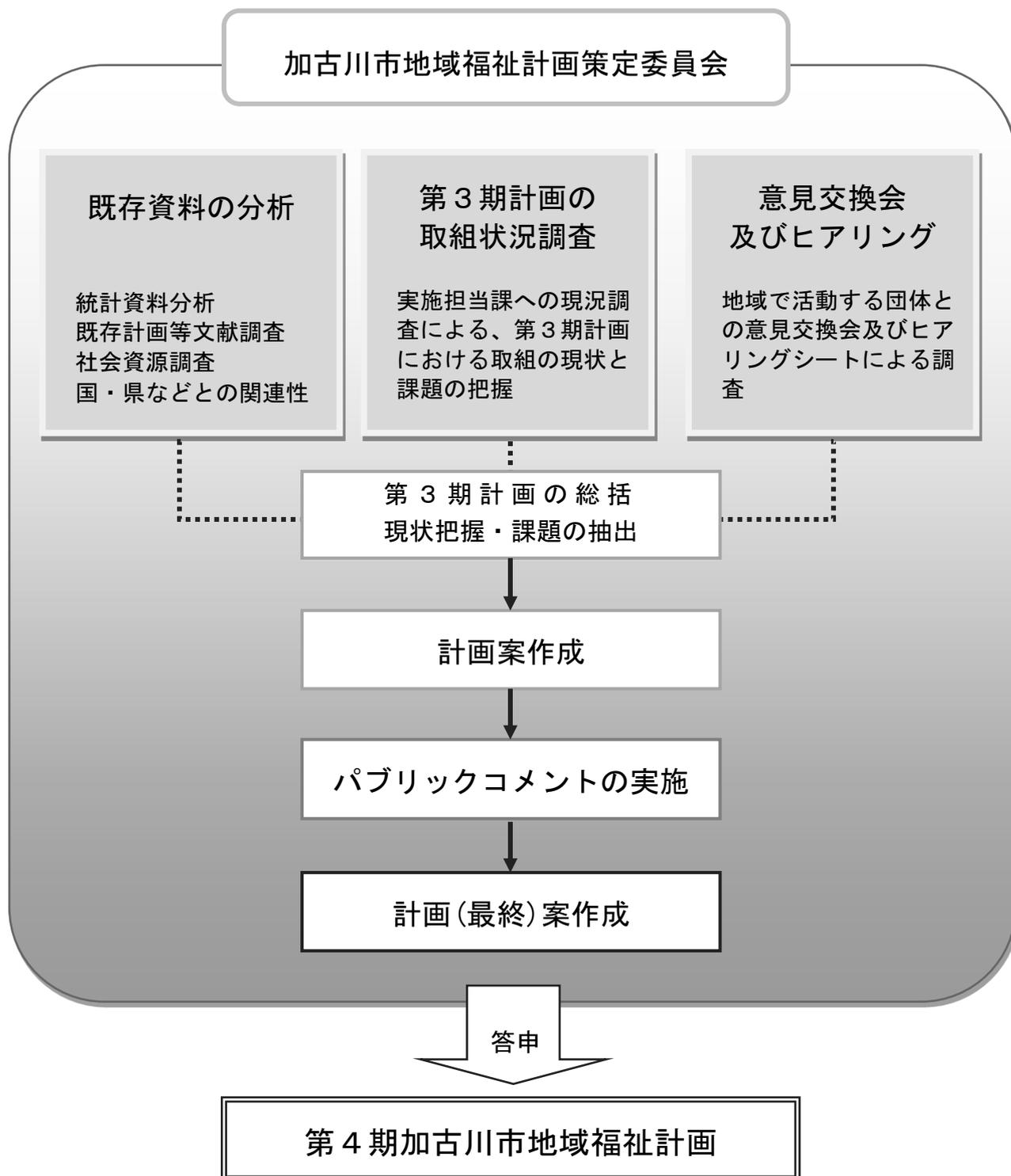
3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とし、社会情勢の変化や市民ニーズに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



4 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、地域及び市民団体代表者、市民代表（公募委員）から構成される「加古川市地域福祉計画策定委員会」を設置し、幅広い分野から意見を取り入れる体制をとっています。



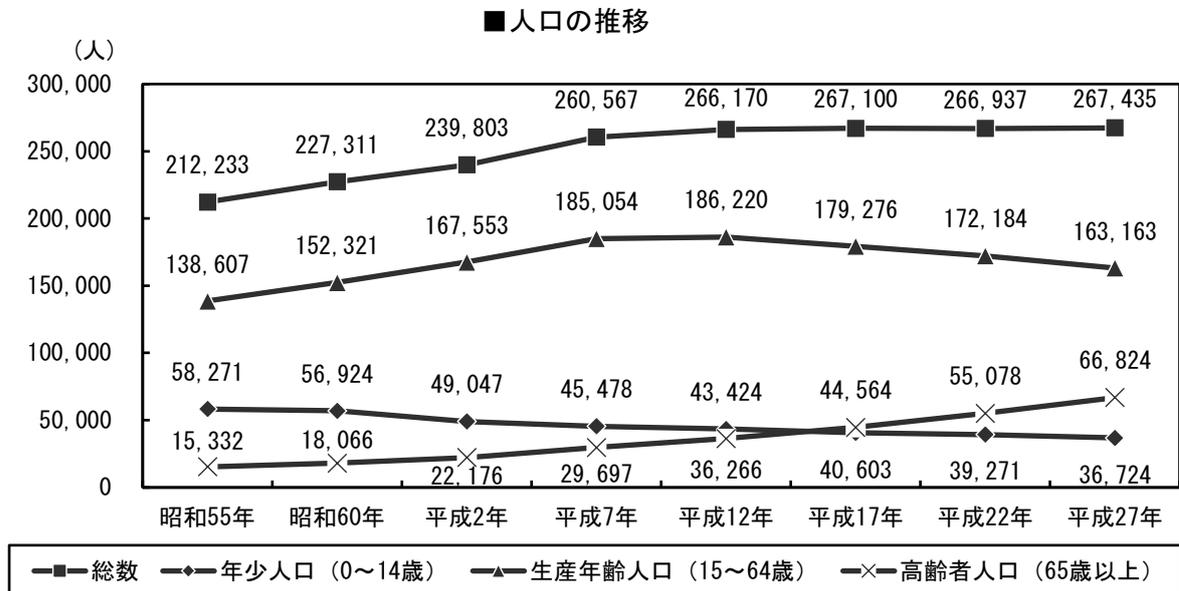
第2章 加古川市の現状について

1 データからみた加古川市

(1) 人口の推移

① 人口の推移

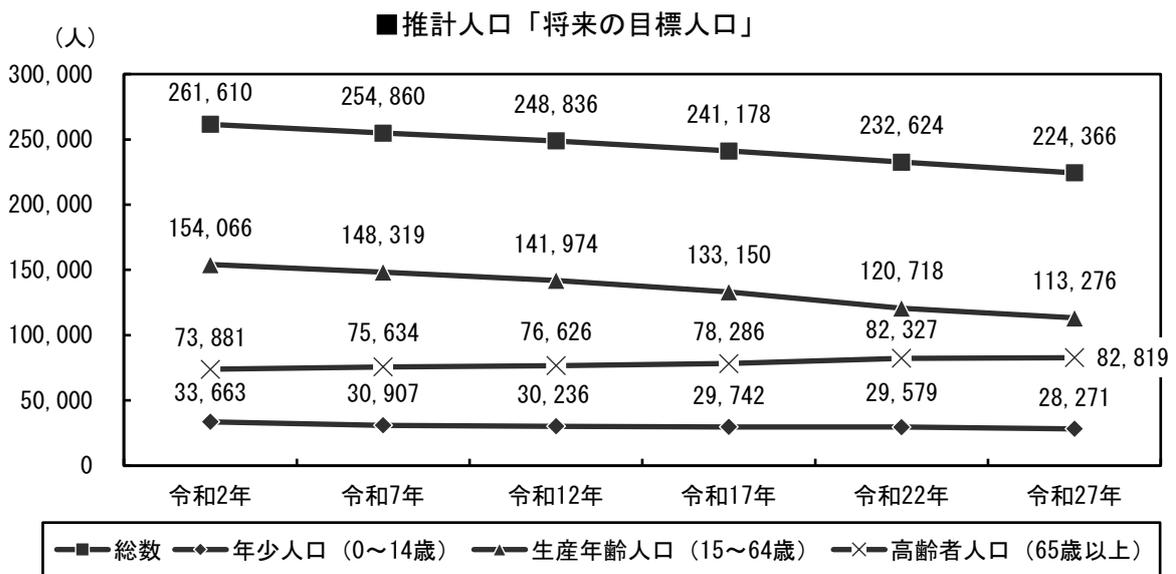
人口の推移をみると、昭和55年から平成17年までは増加していました。その後、横ばい傾向になり、平成27年には267,435人となっています。年齢別にみると年少人口（0～14歳）は減少で推移し、平成27年には36,724人（13.7%）となっています。生産年齢人口（15～64歳）は平成12年までは増加していたものの、平成17年には減少となり、平成27年には163,163人（61.0%）となっています。高齢者人口（65歳以上）は増加で推移しており、平成27年には66,824人（25.0%）となっています。



② 将来の推計人口（目標人口）

加古川市総合計画では、国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準拠し算出した本市の人口は令和8年に約25万1千人、令和42年には約16万6千人になると推定されていますが、総合計画に基づく様々な取組を進めることで、将来の目標人口として令和8年に約25万4千人、令和42年には約20万人の確保をめざすこととしています。

この推計に基づくと、25年後の令和27年には、総人口は224,366人と、令和2年に比べて37,244人減少する見込みとなっており、年齢別にみると、年少人口が5,392人、生産年齢人口も40,790人の減少となる一方で、高齢者人口は8,938人増加すると見込まれます。

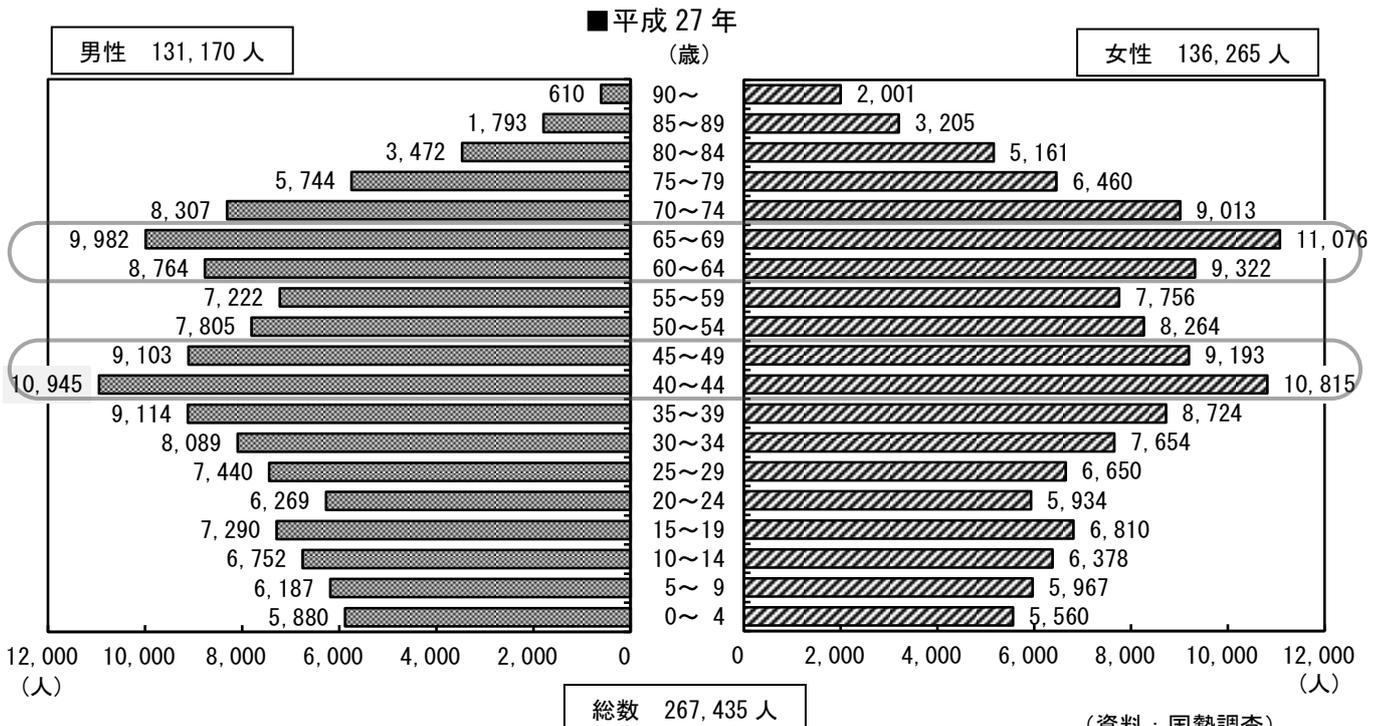


(資料：政策企画課)

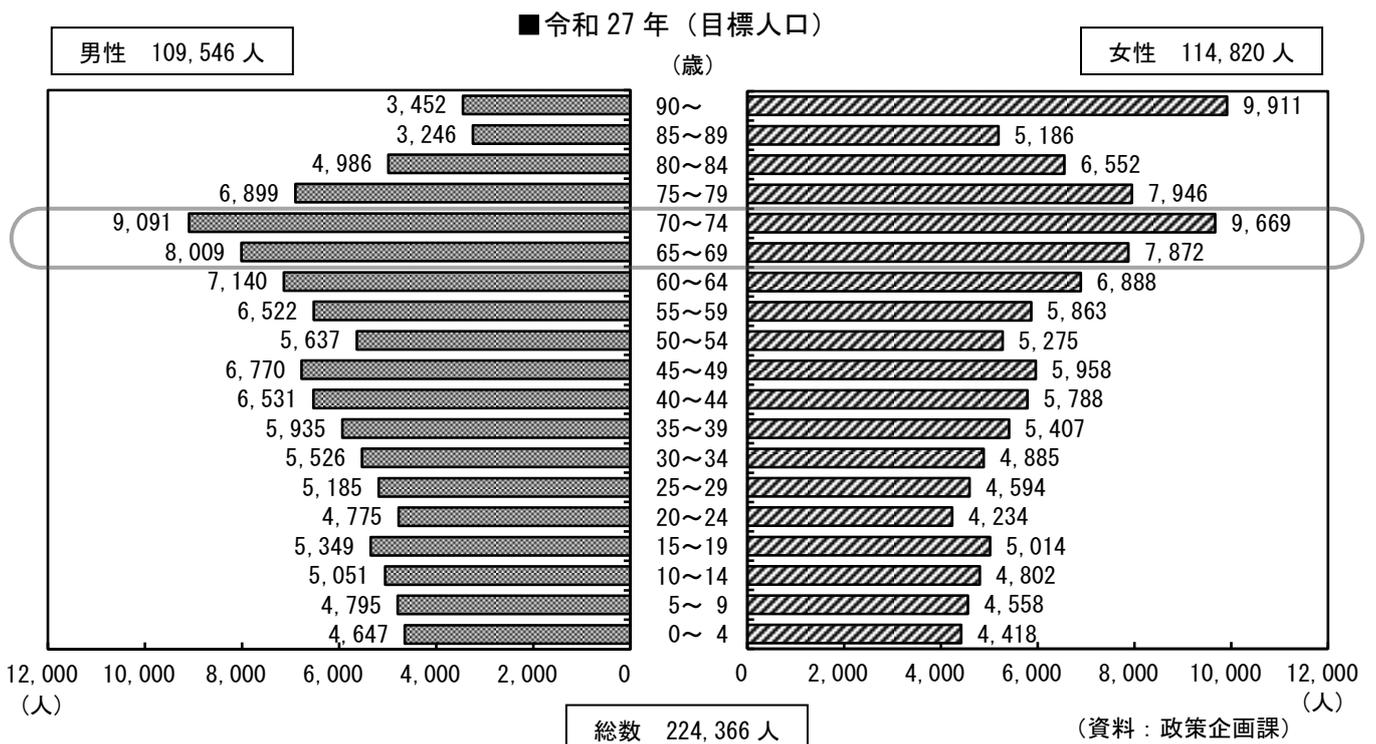
③人口ピラミッド

平成 27 年 10 月時点の人口ピラミッドをみると、昭和 22 年から昭和 24 年に生まれた団塊の世代（66～68 歳頃）を含む年齢層と、昭和 46 年から昭和 49 年に生まれた団塊ジュニア（41～44 歳頃）を含む年齢層がともに多くなっています。

令和 27 年の推計では、団塊ジュニア（71～74 歳頃）も前期高齢者（65～74 歳）となり、高齢化率は 36.9%まで上昇すると見込まれます。



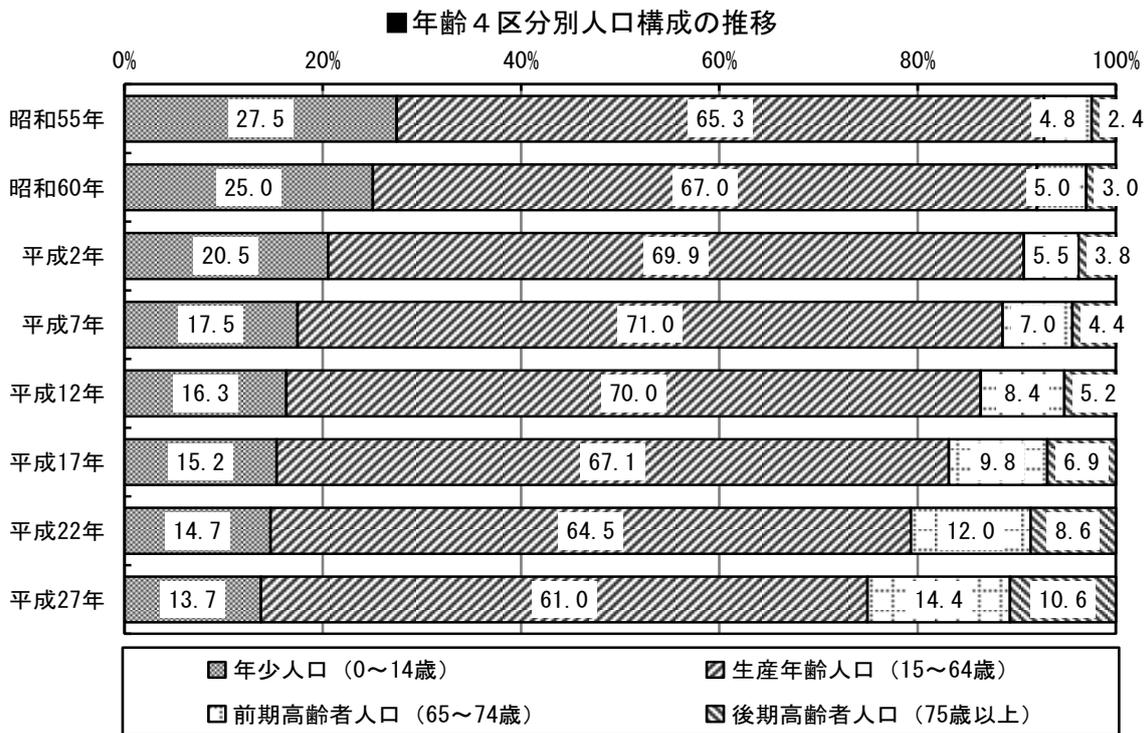
※ 総人口には年齢不詳を含むため合計が一致しません



④ 年齢4区分別人口構成の推移

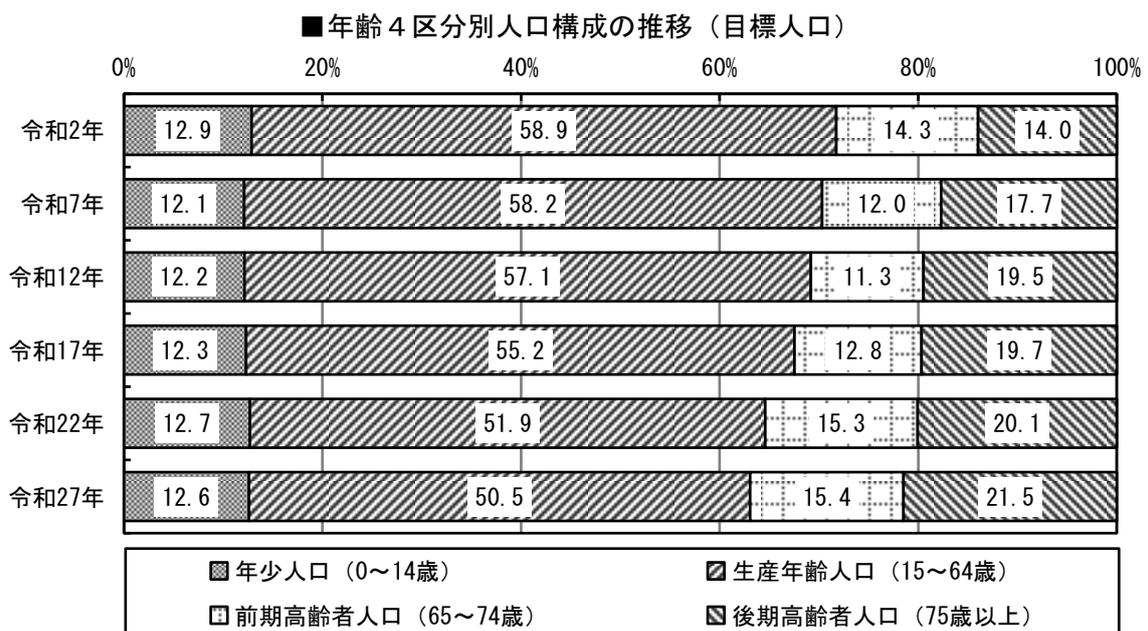
年齢4区分別人口構成の推移をみると、年少人口割合は減少で推移しており、平成27年で13.7%となっています。一方で、高齢者人口（65歳以上）割合は増加しており、平成27年で25.0%と少子高齢化が進んでいます。

推計によると、令和22年には高齢者人口の占める割合が全体の3分の1を上回り、なお増加し続ける見込みとなっています。また、令和7年以降には、高齢者人口のうち後期高齢者人口（75歳以上）の占める割合が5割を超える見込みです。



(資料：国勢調査)

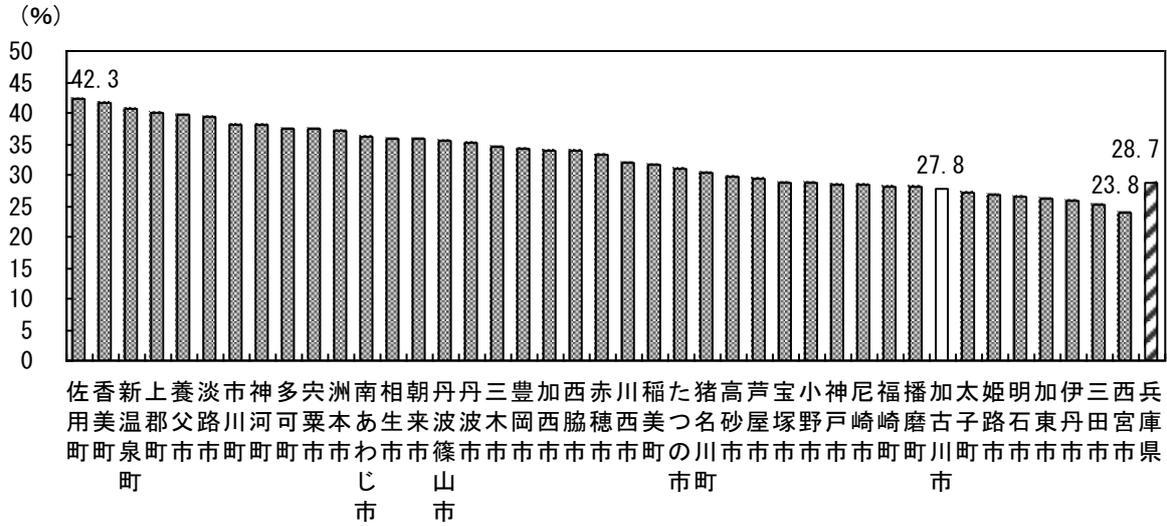
※ 総人口には年齢不詳を含むため合計が一致しない場合があります



(資料：政策企画課)

⑤ 県下各市町高齢化率の状況

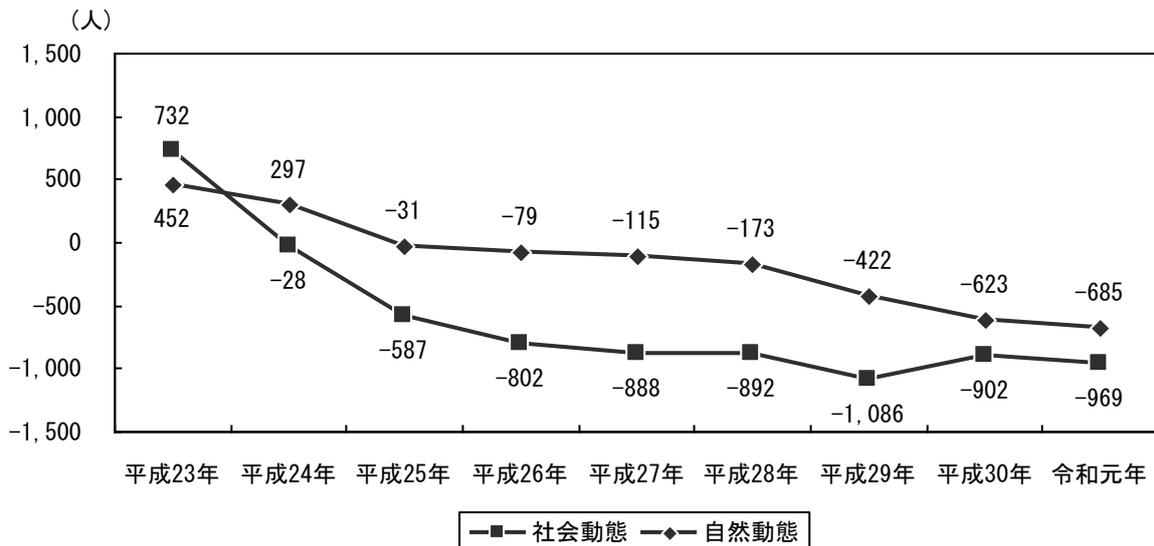
県下各市町高齢化率の状況をみると、加古川市は高齢化率が27.8%となっています。



(2) 人口動態

① 人口動態

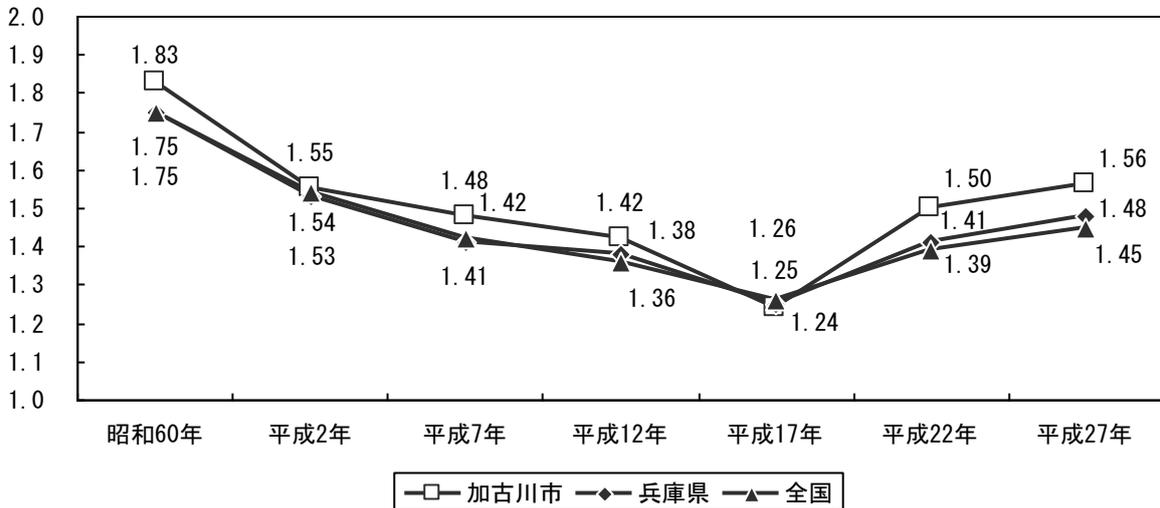
社会動態をみると、平成23年度に増となって以降、平成24年度からは減で推移しています。自然動態についても、平成25年度以降は減で推移しています。



(資料：自然動態は市統計書、社会動態は住民基本台帳人口移動報告（総務省）)

② 加古川市・兵庫県・国の合計特殊出生率の推移

加古川市の合計特出生率の推移をみると、平成17年に最も低くなった後、やや上昇傾向にあります。平成27年には1.56となっており、国・兵庫県と比較すると高い水準になっています。



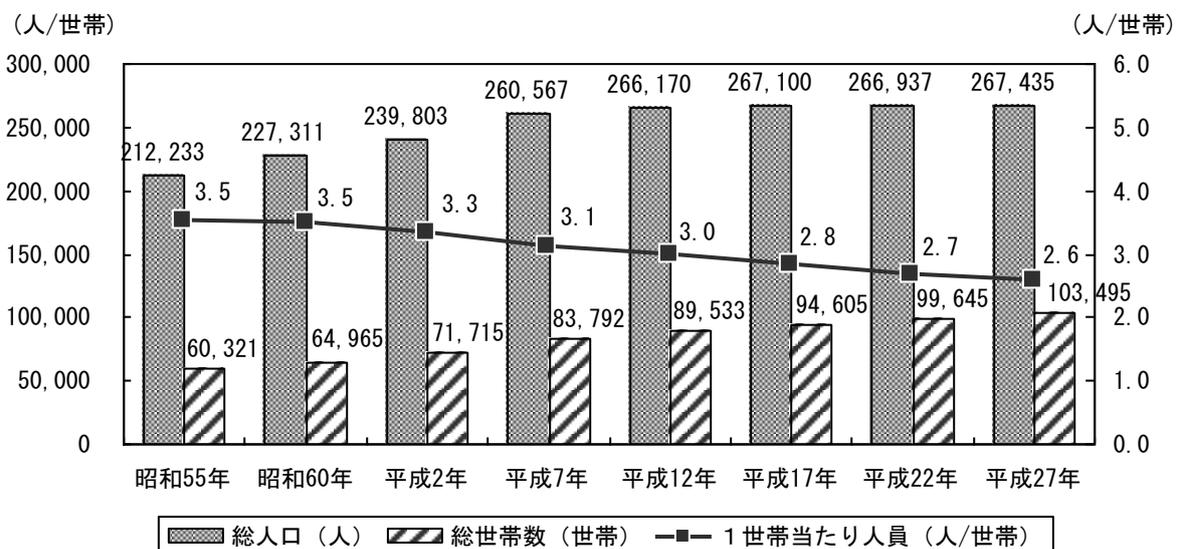
(資料：兵庫県保健統計年報)

※ 合計特殊出生率：厚生労働省「人口動態統計」における指標。一人の女性が一生の間に生む子どもの数の目安として用いられます。

(3) 世帯等の状況

① 人口と世帯数の推移

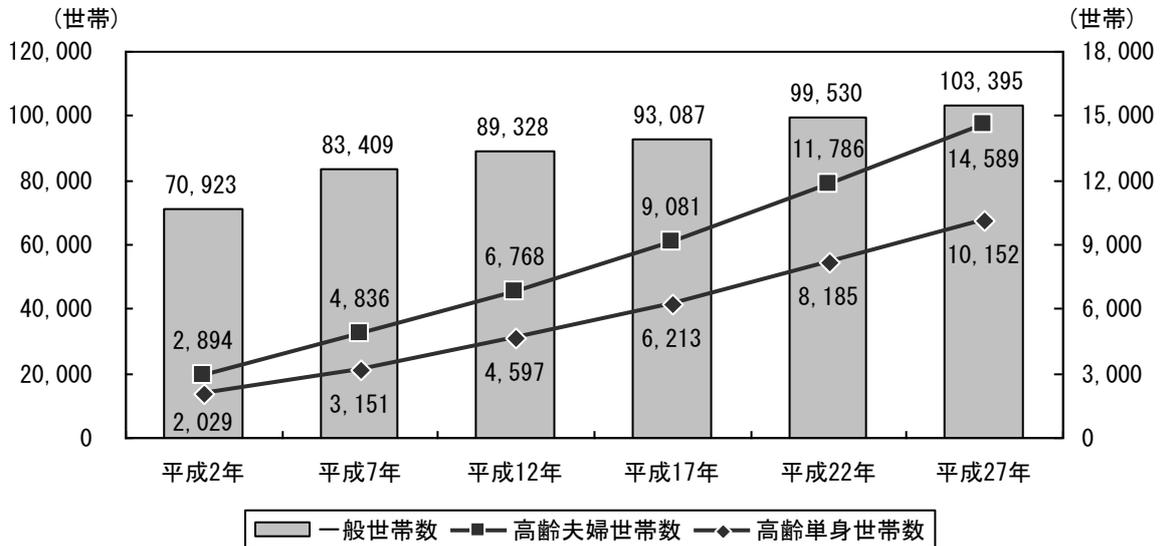
総世帯数の推移をみると、増加傾向で推移しており、平成27年には103,495世帯となっています。また、1世帯当たりの人員は減少して、平成27年には2.6人となっており、家族の少人数化が依然として進んでいます。



(資料：国勢調査)

② 高齢者のいる世帯の推移

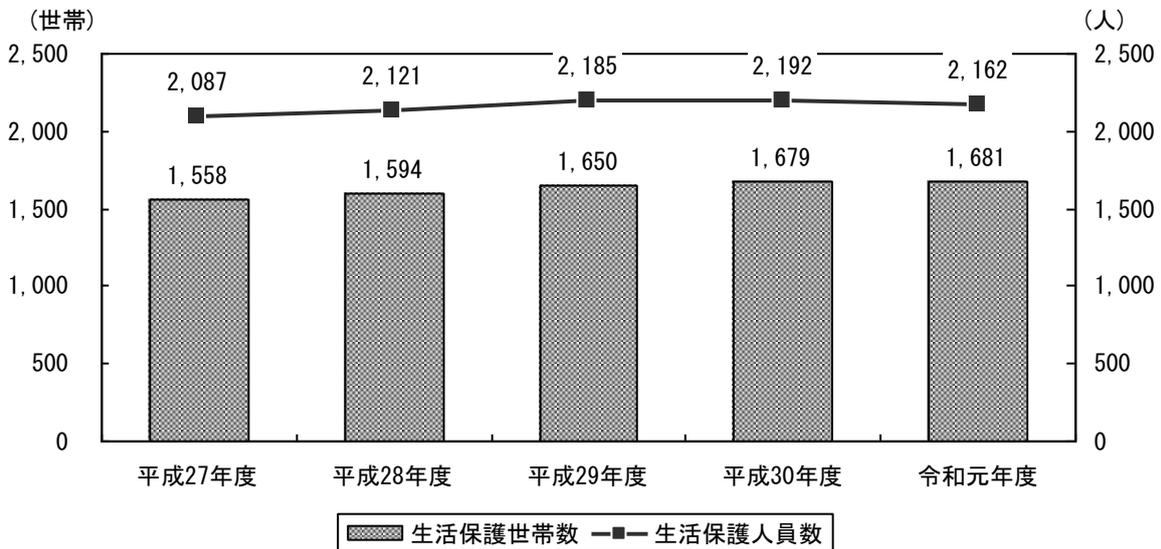
高齢者夫婦世帯数をみると、平成2年から平成27年の間に、11,695世帯の増加となっています。高齢者単身世帯数では、8,123世帯の増加となっています。



(資料：国勢調査)

③ 生活保護世帯数の推移

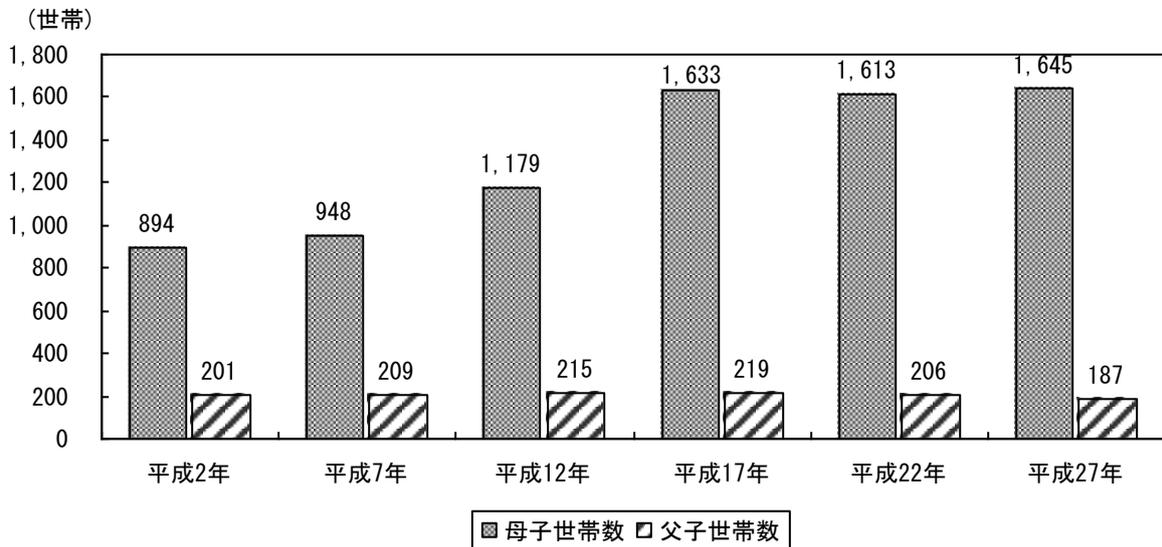
生活保護世帯数の推移をみると、増加していますが近年はゆるやかな傾向にあり、平成27年度から令和元年度までで123世帯が増加しています。



(資料：生活福祉課)

④ ひとり親世帯数の推移

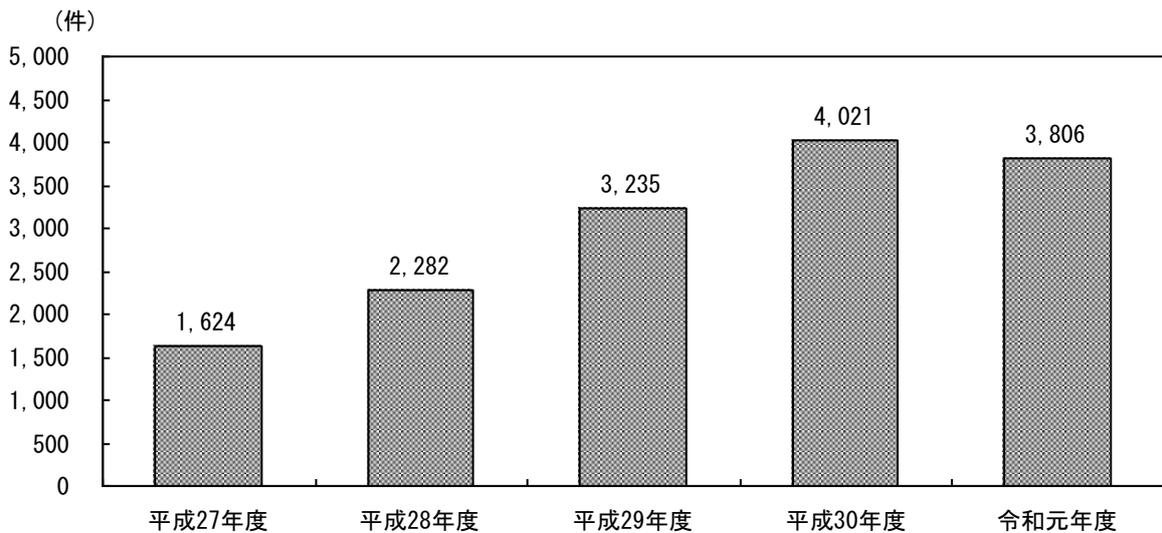
ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯数、父子世帯数ともに平成17年までは増加で推移していました。平成17年からは母子世帯数は横ばい傾向にあり、平成27年には1,645世帯となっています。父子世帯数は減少しており、平成27年には187世帯となっています。



(資料：国勢調査)

⑤ 認知症の相談件数

地域包括支援センターに寄せられた認知症への相談件数は、平成30年度まで増加していました。令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、やや減少していますが3,806件となっています。

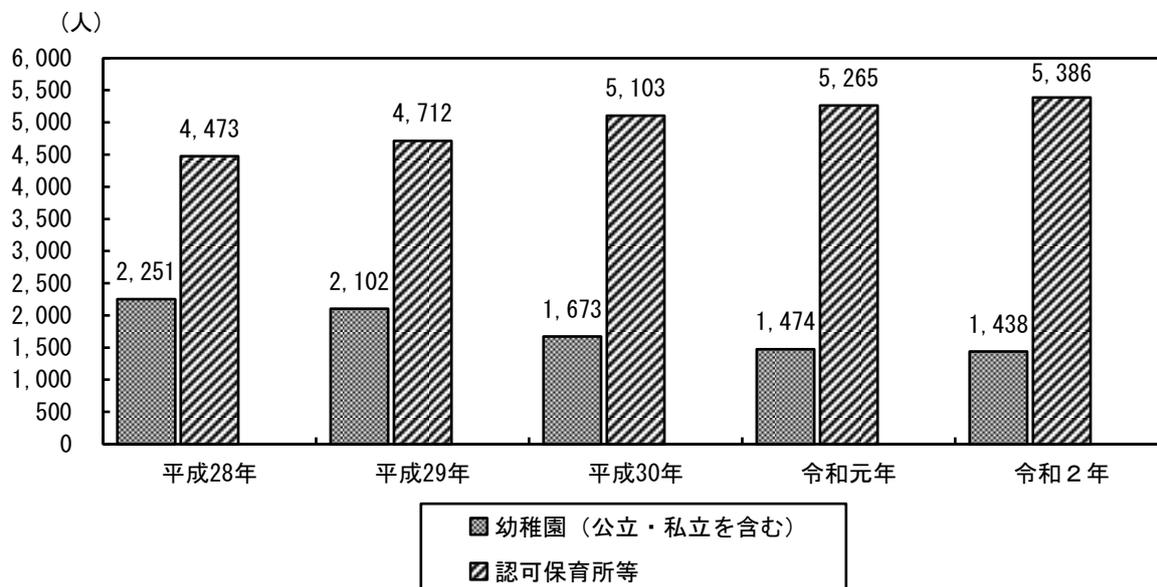


(資料：地域包括支援センター活動状況調べ)

(4) 就学前の保育状況と子育て支援

① 入園児童の推移

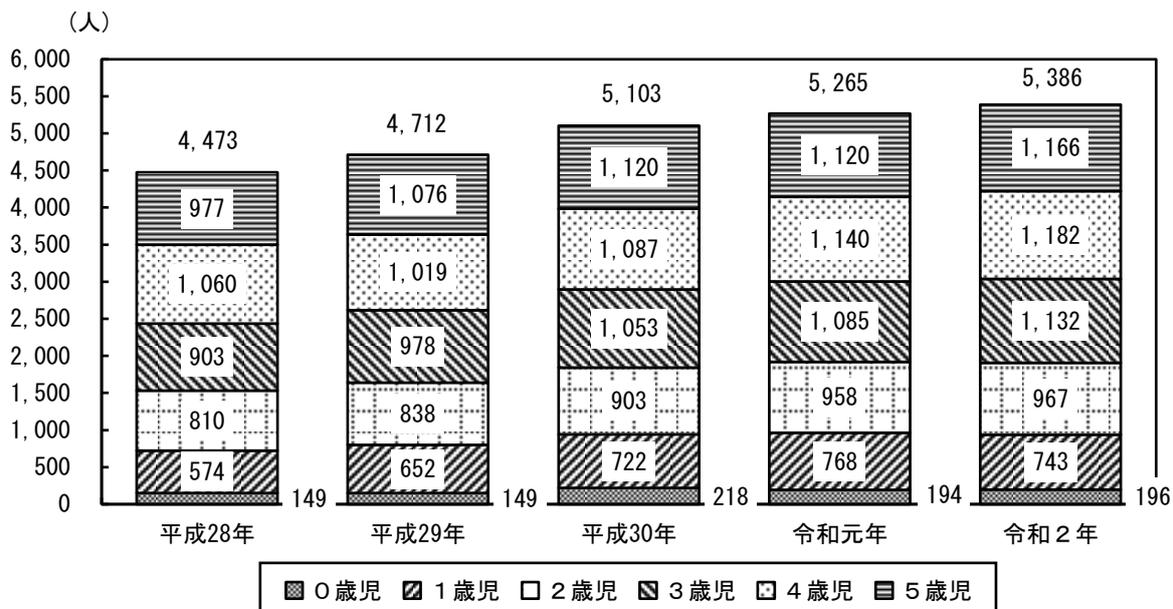
認可保育所等の入所児童数は増加で推移しており、令和2年には5,386人となっています。一方、幼稚園の入園児童数は減少で推移しており、令和2年には1,438人となっています。



(資料：幼児保育課、学務課)

② 認可保育所等の年齢区分別入所児童数の推移

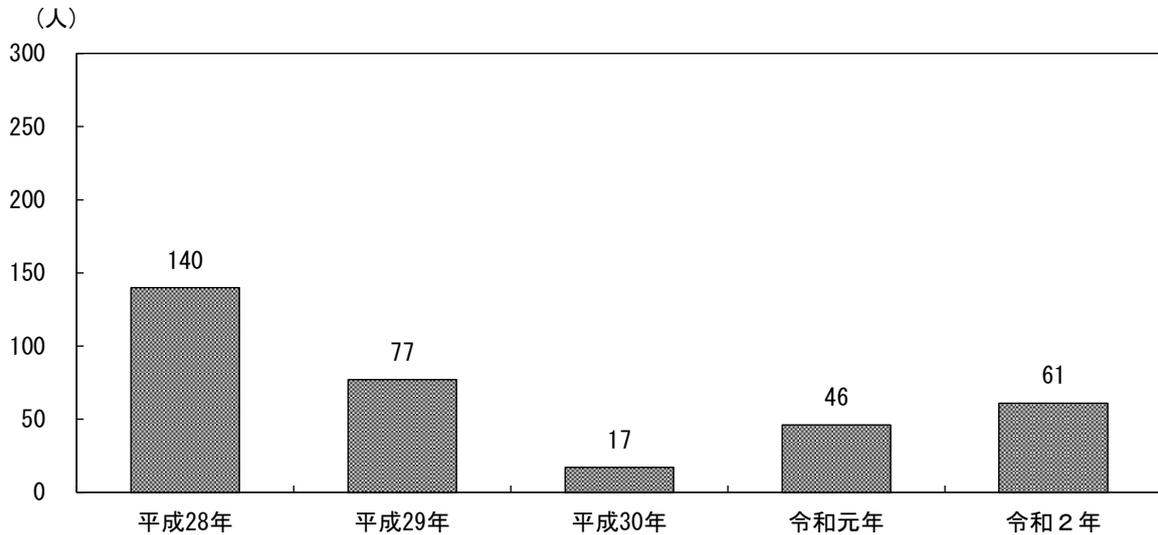
認可保育所等の年齢区分別入所児童数の推移をみると、いずれの年齢区分も増加傾向にあります。特に、2歳児と3歳児は一貫して増加しています。



(資料：幼児保育課)

③ 待機児童の推移

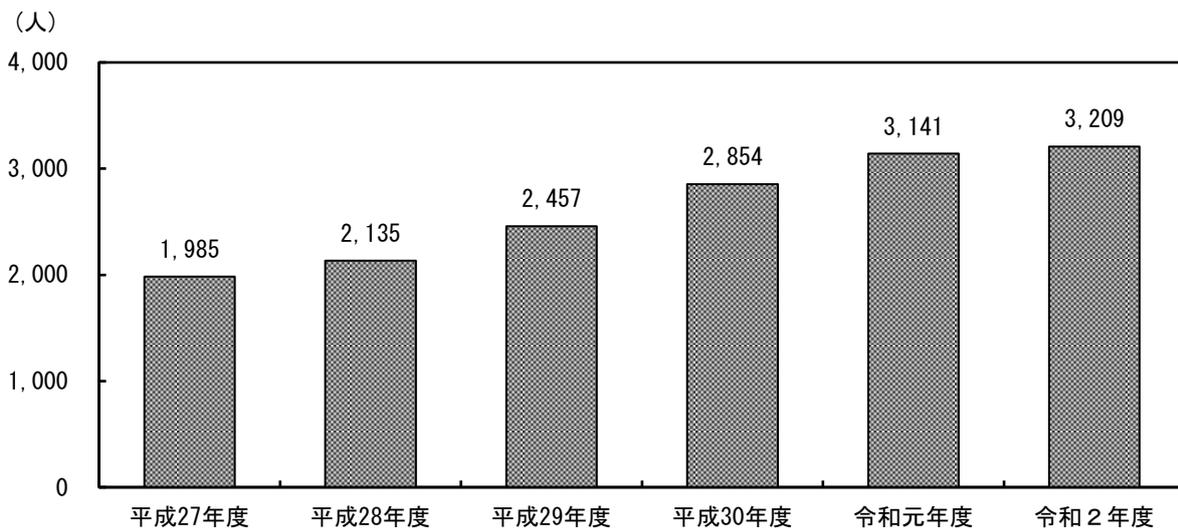
待機児童の推移をみると、平成27年に子ども・子育て支援新制度の開始の影響や待機児童の定義変更で大きく増えた後、減少で推移していましたが、令和元年に再び増加して令和2年には61人となっています。



(資料：幼児保育課)

④ 児童クラブ入所児童数

児童クラブ入所児童数の推移をみると、増加しており、令和2年度には3,209人となっています。

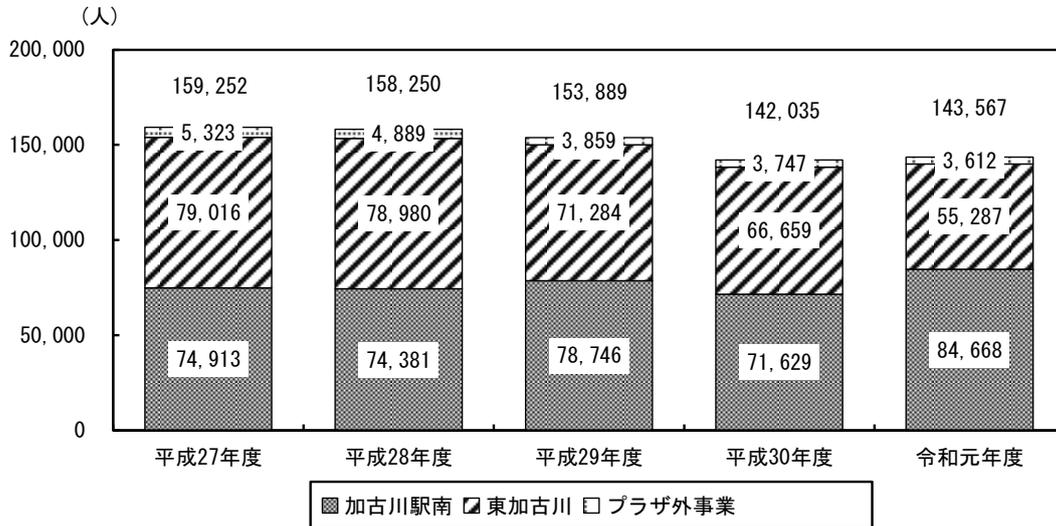


(資料：社会教育・スポーツ振興課)

※ 各年度4月1日現在。

⑤ 子育てプラザ利用者

子育てプラザ利用者数は、加古川駅南では平成30年度にいったん減少しましたが、概ね増加傾向にあり、令和元年度には84,668人となっています。東加古川では平成29年度以降は減少傾向にあり、令和元年度には55,287人となっています。



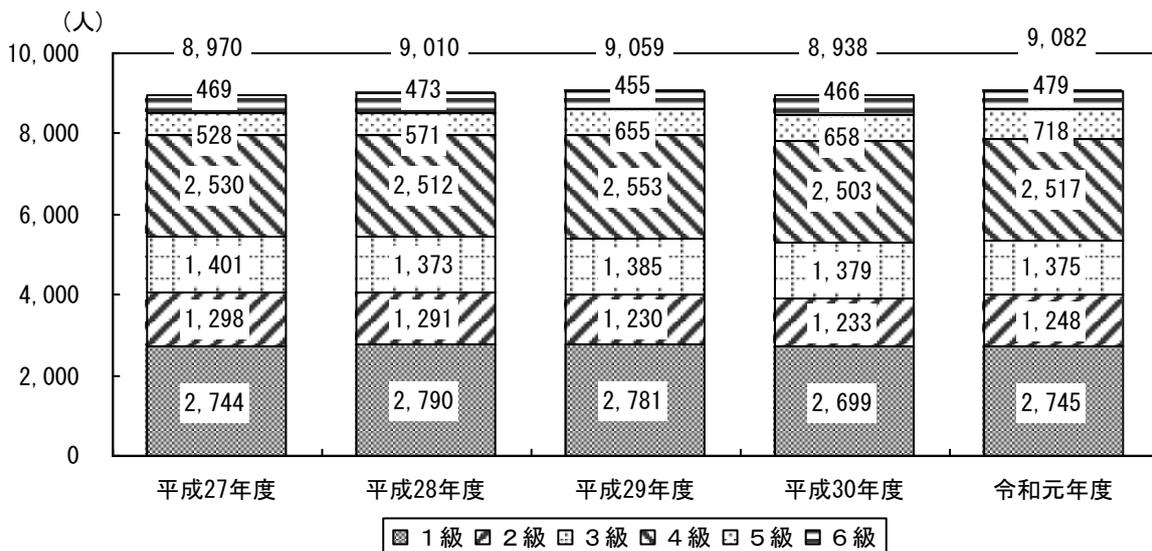
(資料：こども政策課)

※ プラザ外事業：子育てプラザ主催のイベント等でプラザ外の場所で行った事業。

(5) 障害者手帳所持者の状況

① 身体障害者手帳所持者数の推移

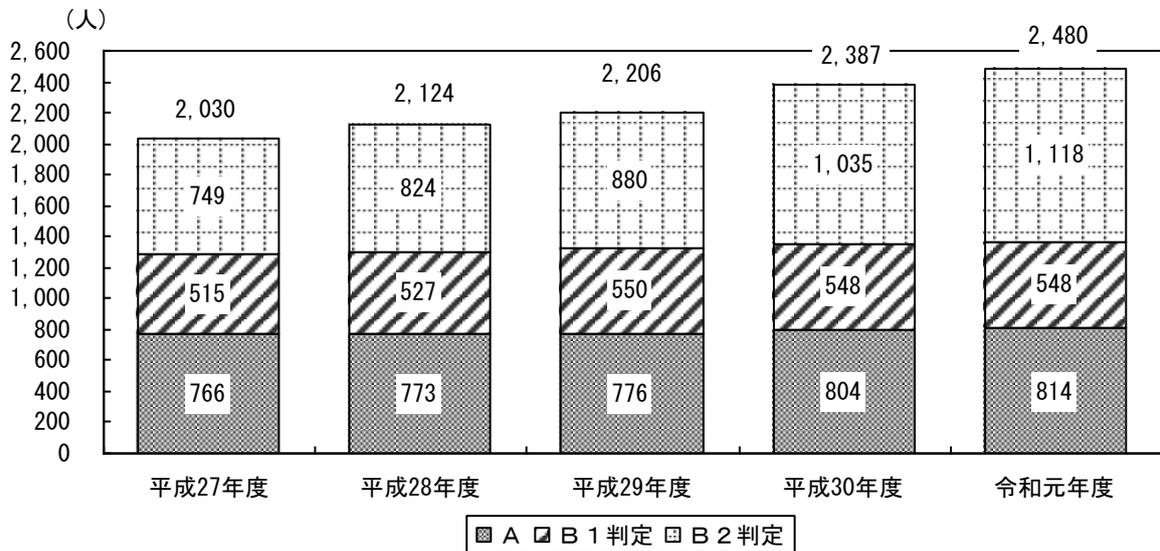
身体障害者手帳所持者数の推移をみると、ほぼ横ばい傾向にあります。いずれの等級も増減しながら横ばいで推移しています。



(資料：障がい者支援課)

② 療育手帳所持者数の推移

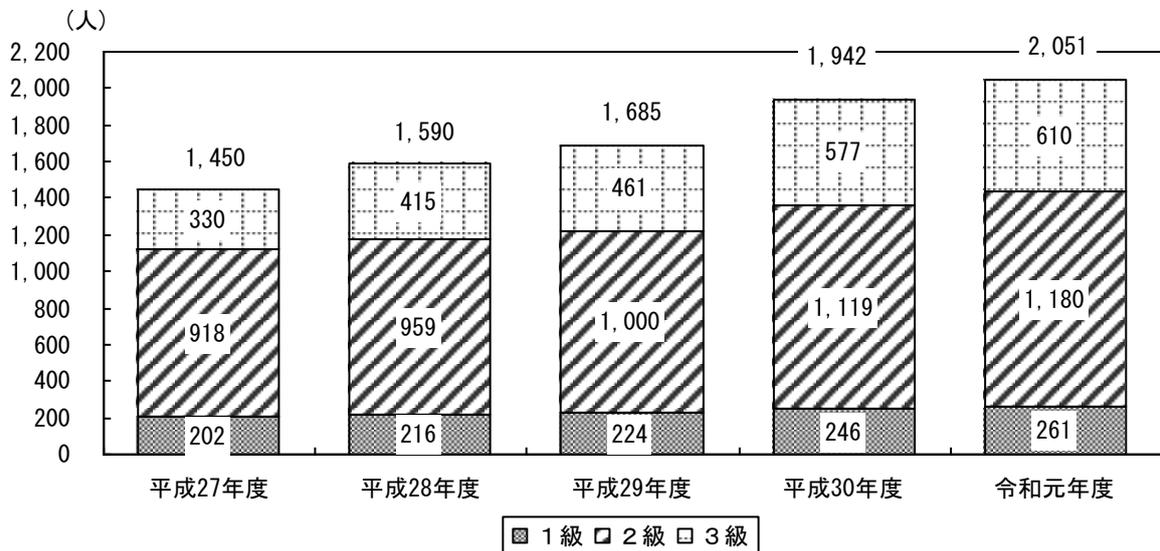
療育手帳所持者数の推移をみると、概ねすべての区分で増加しています。



(資料：障がい者支援課)

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、すべての区分で増加しています。

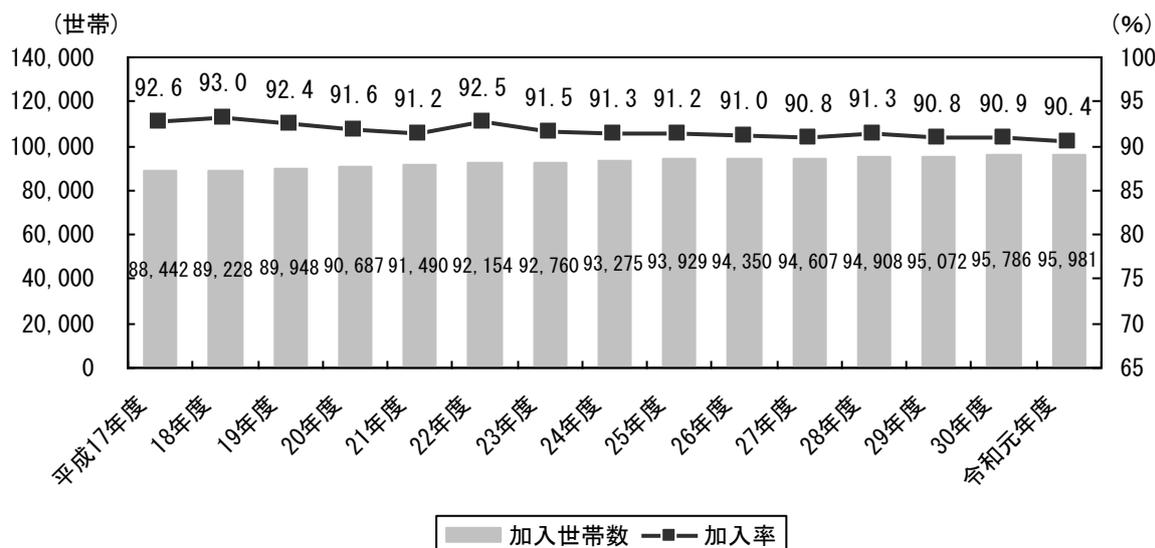


(資料：障がい者支援課)

2 地域活動等の状況

(1) 町内会（自治会）

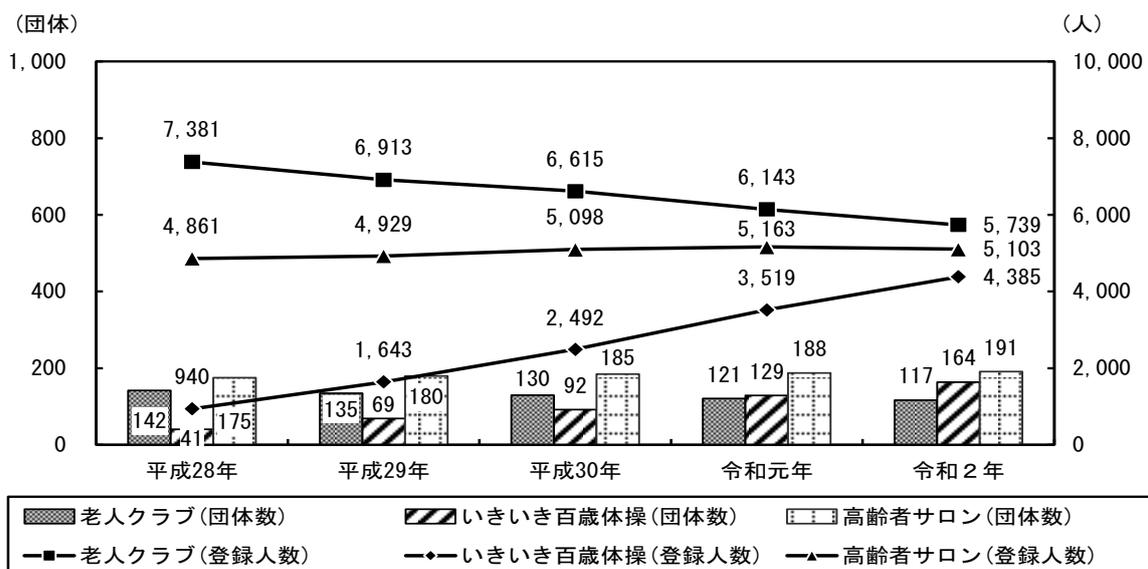
町内会加入世帯数及び加入率の推移をみると、加入世帯数はゆるやかに増加しており、令和元年度には95,981世帯となっています。また、加入率は増減を繰り返しながらやや減少傾向にあり、令和元年度には90.4%となっています。



(資料：協働推進課)

(2) 住民主体の集い（通い）の場

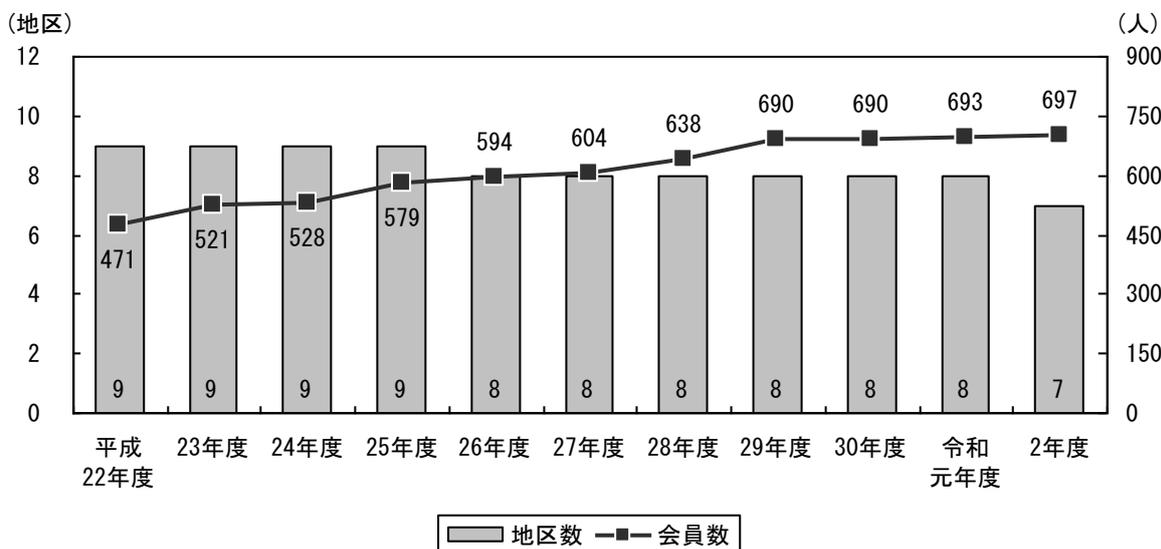
老人クラブは令和2年には117団体、5,739人と減少していますが、いきいき百歳体操は令和2年には164団体、4,385人と増加しています。高齢者サロンは緩やかな増加傾向にあり、令和2年には191団体、5,103人となっています。



(資料：高齢者・地域福祉課 各年4月1日時点)

(3) 婦人会

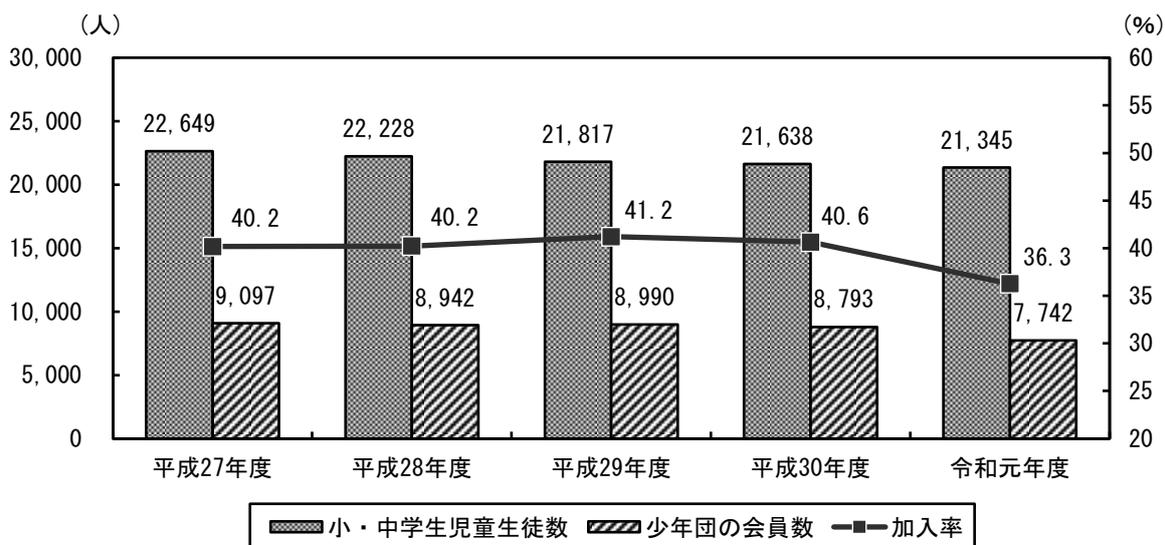
連合婦人会の加入地区・会員数をみると、地区数は平成26年度と令和2年度に減少しており、令和2年度には7地区となっています。会員数は令和2年度には697人となっています。



(資料：男女共同参画センター)

(4) 少年団

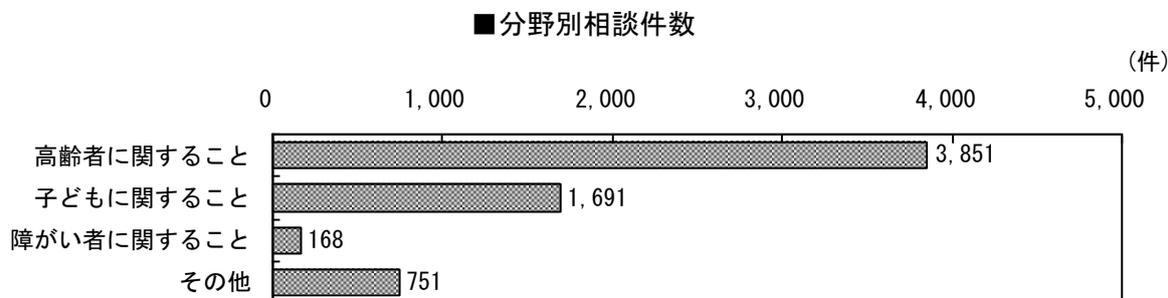
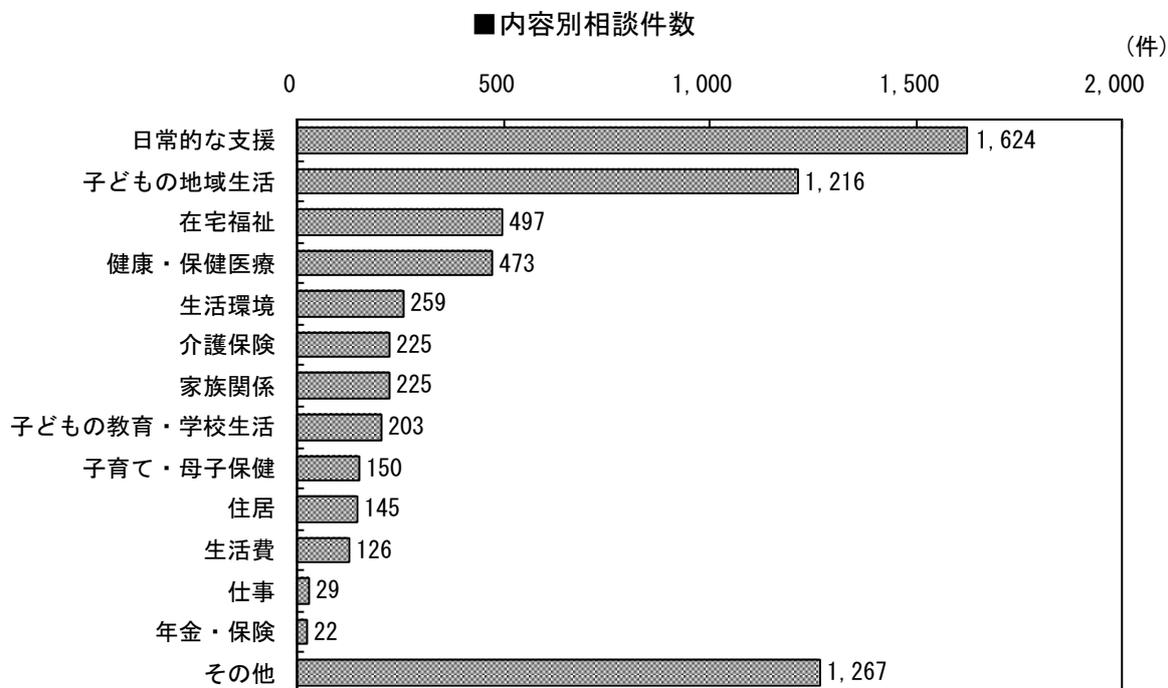
加古川市少年団指導者協議会への少年団会員数・加入率をみると、小・中学生児童生徒数のゆるやかな減少に伴い、少年団の会員数は減少傾向にあり、令和元年度には7,742人となっています。加入率は横ばい傾向で推移していましたが、令和元年度には減少して36.3%となっています。



(資料：青少年育成課)

(5) 民生委員・児童委員の活動状況

令和元年度の民生委員・児童委員の活動状況をみると、内容別相談件数では、「日常的な支援」、「子どもの地域生活」、「在宅福祉」の順で多くなっています。分野別相談件数では、「高齢者に関すること」が最も多くなっています。

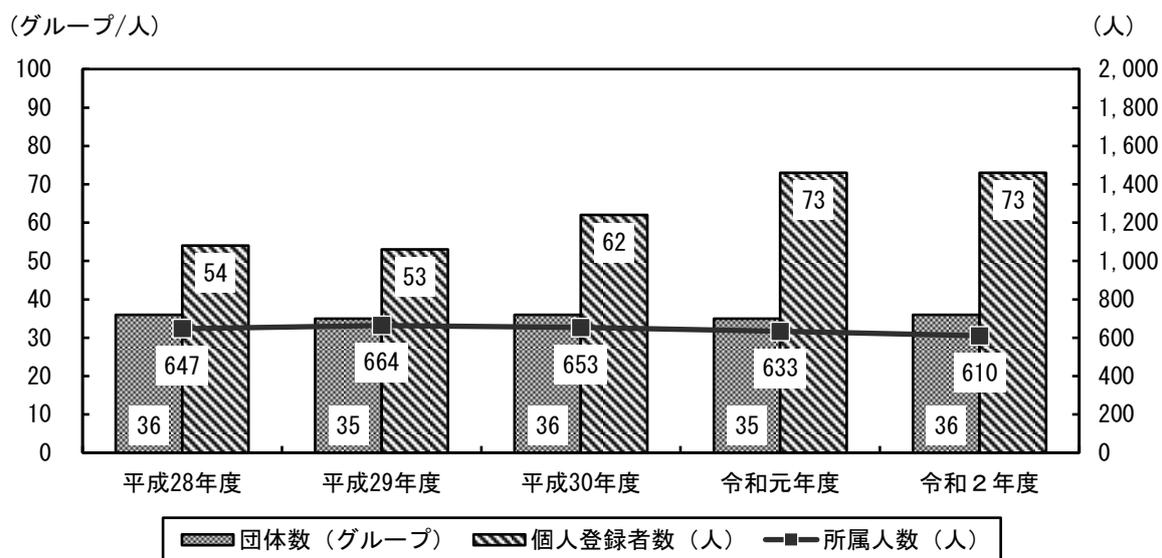


(資料：高齢者・地域福祉課)

(6) ボランティアセンターの登録状況

市ボランティアセンター登録団体数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和2年度は36団体となっています。団体の所属人数は減少傾向にあり、令和2年度には610人で平成28年度に比べて37人減少しています。

一方、個人登録者数は増加傾向にあり、令和2年度には73人で平成28年度に比べて19人増加しています。



(資料：加古川市ボランティアセンター)

(7) 加古川市の市民団体の実態

平成 30 年度に、市内で活動している市民団体に調査を行い、回答があった 549 団体の情報を一つに集めて、まちづくり活動に関心がある市民と団体、他団体との連携をめざす団体同士を結びつけ、活動のさらなる活性化を図っています。

対象団体	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ かこがわ市民団体連絡協議会加盟団体（40 団体） ➤ 東播磨生活創造センター「かこむ」登録団体（57 団体） ➤ 加古川市内に事務所がある NPO 法人（21 団体） ➤ 公民館登録団体（354 団体） ➤ 人権文化センター登録団体（11 団体） ➤ 加古川市子育てサークル登録団体（38 団体） ➤ 加古川市ボランティアセンター登録団体（24 団体） ※ 4 団体は加盟団体が不明 	
主な活動分野	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 文化・芸術(133 団体) ➤ 生涯学習(99 団体) ➤ 子育て・教育(62 団体) ➤ スポーツ(58 団体) ➤ 福祉(51 団体) ➤ 地域活動(43 団体) ➤ 健康・医療(43 団体) 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ まちづくり(14 団体) ➤ 環境(6 団体) ➤ 男女共同参画(5 団体) ➤ 国際交流(3 団体) ➤ 人権・平和(2 団体) ➤ 防災・防犯(1 団体) ➤ その他(29 団体)

(平成 30 年 8 月 協働推進課調査)

3 第3期計画における取組状況

第3期計画に掲げた項目の取組状況から見えてきた問題点を整理しました。

基本目標 1 地域福祉活動に関する人・基盤づくり

施策の展開	取組状況	問題点
(1) 人材の発掘と育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症サポーター養成講座の実施 ● 日常生活支援サポーター養成研修の実施 ● 兵庫大学と協働し、家庭における介護技術取得等の講習会を実施 ● 視覚、聴覚障がい者のコミュニケーション支援者の養成講座を実施 ● 手話奉仕員、点訳奉仕員のステップアップ講座を実施 ● 計画相談支援専門員を対象に事例検討やスキルアップ研修を実施 ● ファミリーサポートセンター提供会員を育成する講習会を実施 ● 子育てサークルリーダーに対する支援 ● シニアボランティアの育成を目的に子育て大学を開講 ● 専門職に対して研修会を実施 ● 民生委員・児童委員を対象に研修を実施 ● ゲートキーパー養成講座の実施 ● いずみ会（食生活改善推進員・運動普及推進員）を対象に研修を実施 ● 公民館において地域コミュニティ事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学習意欲を、ボランティア活動等の地域活動へ繋げられている例が少ない ◆ 講座や研修によっては受講する人が少ない ◆ 一般市民への普及が十分に図れていない ◆ 養成講座等を終了した者が実際の活動につなげるための取組が不十分 ◆ 支援者の高齢化や人材不足 ◆ 様々な分野でシニアパワーをボランティアに繋いでいく仕組みができていない ◆ 知識の習得に地域差が発生する ◆ 地域ニーズが多様化しており、アドバイザーの更なる資質向上が求められる
(2) 拠点づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合福祉会館内に「障がい者基幹相談支援センター」「更生保護サポートセンター」「成年後見支援センター」を設置 ● 加古川市地域生活支援拠点等施設整備事業を実施 ● 子育てプラザにおいて、各種講座やイベントを実施 ● 子育て広場等での育児相談を実施 ● 新規参入事業者に対する必要な助言等を支援 ● 町内会集会所の整備経費の一部を補助 ● 空き店舗活用促進補助の実施 ● 空き家活用支援事業補助の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域生活支援拠点等の整備促進のための事業所が不足している ◆ 就学前児童数の減少や、教育・保育施設等の利用者数の増加に伴い、子育てプラザの利用者数が減少傾向にある ◆ 空き家の活用自体は空き家の所有者が決定するため、地域の活動拠点確保の意向と所有者とのマッチングが十分にできていない ◆ 令和2年の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、各種の支援事業の開催ができなくなった

施策の展開	取組状況	問題点
(3) 活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 出前講座の実施 ● 広報紙を発行し、活動の情報発信や加盟団体の募集を実施 ● 障害理解の啓発等の事業への補助 ● 市役所ロビー、市内店舗における障がい者支援施設の授産品販売を実施 ● ホームページ、広報かこがわ等において子育てサークルの活動を紹介する情報発信 ● 世代間交流学習会事業に対し、補助金を交付 ● 社会福祉協議会によるボランティア研修会や登録グループ代表者研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 講座を利用する団体が限られているため、支援が限定的 ◆ 情報発信回数の減少 ◆ 情報誌は、情報収集から発行まで日数がかかり、情報が古くなってしまふ ◆ 毎年世代間交流学習会事業補助金の申請件数が減少している ◆ 町内会に交付する補助金について、複数存在しており、手続きが煩雑 ◆ 地域の人間関係の希薄化、少子化、役員の負担の大きさ等により、団体への未加入者が増えている ◆ メンバーの高齢化により、構成団体が減少
(4) 参加意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ● 全市的なイベント時に一般ボランティアスタッフを広く募集 ● 町内会で行われる敬老事業への補助 ● 老人クラブ活動費の助成 ● 福祉バスの運行 ● 障がい者スポーツに興味がある人を対象にふれあいスポーツ教室を開催 ● 「中学校区連携ユニット12」を活用した学校園での福祉学習の実施 ● 青少年健全育成事業の実施 ● 1日ボランティア体験の実施 ● 社会福祉協議会による市民福祉カレッジや生きがい創造セミナーの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 一般ボランティアとしての参加者が少ない ◆ ボランティアスタッフの固定化と高齢化が進んでいる ◆ きっかけづくりのイベント参加者が少ない ◆ 老人クラブの会員数・クラブ数が減少している ◆ 学校園の行事の精査や、中心となる教職員の異動等に伴い、効果的な取組ができていない

基本目標 2 必要なサービスを受けられる仕組みづくり

施策の展開	取組状況	問題点
(1) 情報提供体制の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙、ホームページ、Facebook、Twitter、アプリの活用 ● 情報冊子、パンフレットの作成 ● 市ホームページ内にサイトを構築 ● 一部手続の電子申請による受付 ● 講座やイベント開催時のアンケートの実施 ● 民生委員・児童委員による見守り活動の中での情報提供 ● 福祉サービス事業者に対する第三者評価事業の受審周知 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 適切な発信時期に情報が提供できていない ◆ 情報入手困難者への情報提供が不十分 ◆ 制度改正やサービスの多様化などの変化に応じた、迅速な情報提供体制が構築できていない ◆ 電子申請の利用者が少ない ◆ 総合的な地域の社会資源情報の収集と発信が十分に組み合わせていない
(2) 相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員による相談・支援の実施 ● 地域包括支援センターに主任介護支援専門員、保健師又は看護師、社会福祉士を配置 ● 「介護者のつどい」を実施 ● 障がい者のピアカウンセリング事業を実施 ● 「障がい者基幹相談支援センター」の設置 ● 「子育て世代包括支援センター」を開設 ● 子育てプラザにおいて相談支援体制を整備 ● 乳幼児健康診査未受診訪問の実施 ● 心身の健康に関する相談を電話や地域の公民館や商業施設等で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 民生委員・児童委員の役割が十分に知られていない ◆ 職員がスーパーバイザーとしての知識や技術を身につけていけるよう人材育成が必要 ◆ 相談員の退職等による知識、経験の継承が不十分 ◆ 課題があっても相談に踏み切らない市民への対応が不十分 ◆ 相談件数の増加、相談内容の複雑・多様化に対して専門職の人員の確保が不十分 ◆ 各分野別の関係機関や団体との連携の仕組みはできてきているが、複雑・複合化した相談への対応が不十分
(3) 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関等とのケース会議や支援会議を実施 ● 虐待通報によるコア会議を開催し、関係機関等と連携した支援を実施 ● 成年後見支援センター開設 ● 市民を対象にした啓発講座や研修を実施 ● 事業者等が取り組む合理的配慮の提供の促進にかかる助成制度を実施 ● 職員研修で「職員対応要領」を周知 ● 要保護児童対策地域協議会の実施 ● 庁内DV対策連絡会議を実施 ● 12 中学校区にスクールソーシャルワーカーを設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 増加する相談への迅速かつきめ細やかな支援が難しい ◆ 制度や福祉サービスだけでは解決できない事例が増加 ◆ 虐待案件に関する問題が多様化、複雑化し、対応に苦慮する事例が増加 ◆ 講座の参加者が少ない ◆ 講座参加者の年齢層に偏りがある ◆ パンフレット配布時の一時的な効果に限定される場合がある ◆ スクールソーシャルワーカーを中学校校区に1名配置しているが、相談のニーズが高い校区では、十分な対応ができない状況である

施策の展開	取組状況	問題点
<p>(4) 自立を支援する 体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢のために独立して生活することに不安があり、家族による援助を受けることが困難な人に対し、必要に応じて住居を提供 ● 生活困窮者等の自立に向けた相談支援の実施 ● 離職等により住居を失った人や、失うおそれのある人に対して一定期間家賃相当額を支給し、就労支援を実施 ● 住居を持たない人に対して一時的な宿泊場所や衣食を提供 ● 債務整理の支援や、家計収支の均衡を目的とした支援を実施 ● 学習習慣を身につけていない子どもと保護者に対して、将来的な自立に向けての支援を実施 ● 仕事をすることがない人などに対し、生活習慣・日常生活の立て直しを通じた就労支援を実施 ● 一時的に日常生活に支障が生じているひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、家事援助を実施 ● 社会福祉協議会による民間事業者と協働したフードドライブを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 相談内容が多岐にわたるため、相談員の知識の習得・蓄積が必要 ◆ 情報の周知、支援のための協力者が不足している ◆ 市民の認知度が低い

基本目標 3 地域の課題を支えあう仕組みづくり

施策の展開	取組状況	問題点
(1) 地域課題の共有	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活支援コーディネーターの配置 ● 高齢者の日常生活圏域に「ささえあい協議会」を設置 ● 地域包括ケア推進会議の実施 ● NPO法人、ボランティア、地域住民の協力のもと子育て支援関連施設を運営 ● 加古川市子ども・子育て会議の実施 ● 社会福祉協議会による小地域福祉活動モデル地区の指定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内全域においてささえあいの仕組みをつくるには地域の理解と時間が必要 ◆ 取組に対する地域の理解が得られにくい ◆ 地域ケア個別会議で把握した地域の課題の洗い出しはできているが、その解決のための施策提言には至っていない ◆ 地域資源を活用した新たな生活支援サービスの開発や連携の仕組みづくりが不十分
(2) 見守り体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅寝たきり高齢者等実態調査による70歳以上の高齢者の把握 ● 認知症カフェ運営団体への補助金交付 ● 協力事業者との見守り協定の締結 ● ヘルプカードの導入 ● 加古川市自立支援協議会くらし専門部会での防災訓練の実施 ● 民生委員・児童委員と町内会との、見守り体制づくりの協議を推進 ● 見守りカメラの設置及び見守りサービスの実施 ● 「加古川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」の制定 ● 地域における避難支援体制づくりの支援 ● 福祉避難所の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ヘルプカードの認知度が低い ◆ 団体間での情報共有が、個人情報保護により難しい ◆ ボランティア数が増えず、意欲継続が難しい ◆ 取組や協力体制に地域差がある ◆ 災害時の避難支援体制について、関係団体の連携が不十分
(3) 福祉・保健・医療と生活関連分野の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ケア個別会議、地域ネットワーク会議及び自立支援マネジメント会議の実施 ● 地域ケア検討会議及び地域包括ケア推進会議の実施 ● 在宅医療・介護連携推進事業の実施 ● 「認知症初期集中支援チーム」の配置 ● 主治医意見書システムの活用 ● 医師会、加古川中央市民病院、健康福祉事務所等との各種連絡会において、母子・成人保健に関する情報交換及び支援体制についての協議を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 会議に参加している専門職に対して、検討した対象者への事後フォロー内容のフィードバックができていない ◆ 引継ぎにおける支援者間の情報共有が不十分なケースがある ◆ 医療と介護の連携体制の構築に時間を要する ◆ 市民に対して在宅医療・介護連携の理解を普及啓発する必要がある ◆ 自宅で受けることのできる介護サービス等の整備が進んでいない ◆ 認知症初期集中支援チームの対象者は、さまざまな問題が重複しており、困難事例が多い ◆ システム利用が市と医療関係者間での連携に留まっている

4 地域活動団体等の現状

ボランティア団体・当事者団体・NPO団体など、地域で活動している各種団体や企業を対象に、意見交換会やヒアリングシートによる調査を実施し、現状と課題を整理しました。

(1) かこがわ市民団体連絡協議会

活動の中で感じている地域の課題（困りごと）
<ul style="list-style-type: none">➤ 活動が平日昼間という若い人が参加しにくい時間も関係しているのか、メンバーの高齢化が進み、メンバー数も減少している。➤ 世代交代の時期にあるが、後進の育成が進んでいない。➤ 町内会を含め他団体とのつながりがなく、自分たちの活動で完結してしまっている。
地域の課題（困りごと）を解決するためにできること
<ul style="list-style-type: none">➤ 活動団体に加入するメリットを増やすこと。➤ 若い世代向けの情報発信ツールとしてウェブを活用すること。➤ 各地域に住むメンバーが主体となり、地域に活動を伝えたり、避難支援のサポートをすること。
地域活動やボランティア活動の輪を広げていくため必要なこと
<ul style="list-style-type: none">➤ 人材・リーダーの育成をする。➤ 団体での活動に止まっているため、他の団体等と、もっとつながっていく必要がある。

(2) 加古川市ボランティアセンター登録グループ

活動の中で感じている地域の課題（困りごと）
<ul style="list-style-type: none">➤ 年々メンバーが減少していて、活動回数も減っている。➤ 活動先など外部とのつながりが無い。➤ 活動内容(手話通訳)が仕事としての活動に変わる流れにあり、ボランティアとしての手話通訳活動の場が大幅に減少している。
地域の課題（困りごと）を解決するためにできること
<ul style="list-style-type: none">➤ 参加しやすい養成講座の内容・方法を検討し、和気あいあいとした雰囲気づくりをすること。➤ 限定していた活動対象者の枠を広げること。➤ 対象者と交流し、実際に関わりながら活動することの重要性を知ってもらうこと。

地域活動やボランティア活動の輪を広げていくため必要なこと

- 気軽に相談できる窓口を設置する。
- 活動に関する研修や講習会を開催する。
- 活動に関する情報を積極的に発信する。

(3) 加古川市老人クラブ連合会

活動の中で感じている地域の課題（困りごと）

- マンネリ化している行事が多い。
- 高齢者が増えているにもかかわらず、年々、会員の減少が進み、会員を増やす方策に苦慮している。
- 加入対象である60歳以上の人でも世代によって考え方に違いがあるため、活動的でない人などは加入しない傾向がある。

地域の課題（困りごと）を解決するためにできること

- 活動を見直し、誰もが参加したくなる魅力的な活動を行うこと。
- 会員の増加につなげるため、勧誘活動をこまめに行うこと。
- 地域や行政などと一層の連携を図り、老人クラブの活性化と向上発展に努力すること。

地域活動やボランティア活動の輪を広げていくため必要なこと

- 気軽に相談できる窓口を設置する。
- 活動に関する研修や講習会を開催する。
- 人材・リーダーの育成をする。

(4) 加古川市障がい者団体連絡会（6団体）

活動の中で感じている地域の課題（困りごと）

- 地域の高齢化とともに、近所とのつながりや若い人とのつながりがなくなっている。
- 耳が聞こえないためコミュニケーションが取りづらく、地域の防災訓練に参加できない。
- マスクをしていると表情が見えず、コミュニケーションが取りづらい。
- 町内会や民生委員・児童委員など地域の人たちに、自分たちの存在を知らせ、障害を理解してもらって日頃から見守りをお願いしたいが、その対応には地域によって格差がある。
- 障害の程度によって一般的な行動が取れないことや、ルールを守れない場合があることを地域の人に理解してもらえていない。
- 災害時に避難所生活を支援してくれる人がいるとは限らないため、避難所へ行くことをためらう。

地域の課題（困りごと）を解決するためにできること

- 当事者同士でも、お互いに安否確認をしたり、避難行動を確認し合うこと。
- 日頃から地域の人に、挨拶などをして自分たちの存在を知ってもらうこと。
- 聴覚障害のことを知らない地域住民に対し、理解を深めるための活動をする。
- 町内会や民生委員・児童委員の会議に参加し、障害特性の説明をしたり、支援の必要な当事者の家庭への訪問や安否確認をお願いすること。
- 困った時に相談できる場所の連絡先を調べておくこと。
- 「何もしてくれない」ではなく、自分のことを知ってもらい、助けてくれる人を増やすこと。

地域活動やボランティア活動の輪を広げていくため必要なこと

- 気軽に相談できる窓口を設置する。
- 活動できる拠点や場所を整備する。
- 活動に関する情報を積極的に発信する。
- 活動に関する研修や講習会を開催する。
- 若い世代への参加を呼びかける。
- 人材・リーダーの育成をする。

(5) NPO法人子育てサポート☆きらりing

活動の中で感じている地域の課題（困りごと）

- 少年団活動がなくなり、また、地域行事などの子どもが地域で関わる場が少なくなっている。
- 課題を抱えている家庭は、孤独をなくすことを目的としている子育て施設まで出てこない。
- 広報等の情報が届いてほしい家庭に届いておらず、子育て施設の存在を知られていない。

地域の課題（困りごと）を解決するためにできること

- 家族で多世代の関わる行事へ参加すること。
- 行事や交流を通して、地域に関わることの楽しさを知ってもらうこと。
- 子育て世代が来やすい、話しやすい環境をつくること。

地域活動やボランティア活動の輪を広げていくため必要なこと

- 活動できる拠点や場所を整備する。
- 活動に関する情報を積極的に発信する。
- 若い世代への参加を呼びかける。

(6) NPO法人神戸の冬を支える会

活動の中で感じている地域の課題（困りごと）
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 生活困窮者(路上生活者)に対する“自己責任論”の考えによって、支援につながらない人が存在している。 ➤ 偏見によって、生活困窮者が地域コミュニティに参画することができず、孤立している。 ➤ 相談窓口や支援機関と信頼関係を築くことができないまま相談を諦めてしまう。
地域の課題（困りごと）を解決するためにできること
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 行政とは違うNPOとしての立場を明確にした活動をする。 ➤ どんな相談でも断らず、個別の事案を解決する支援活動をする。 ➤ 地域へ一方的に理解を促すだけでなく、生活困窮者の実態を知ってもらうこと。
地域活動やボランティア活動の輪を広げていくため必要なこと
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 活動できる拠点や場所を整備する。 ➤ 活動に関する情報を積極的に発信する。

(7) 一般社団法人加古川青年会議所（企業関係）

地域とのつながり等に関する課題（困りごと）
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 独居高齢者へのサービス提供が不足している。 ➤ 地域とのつながり方が分からない。 ➤ 地域の少子高齢化が進んでいる。
地域での支え合いに必要な取組においてできること
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内における様々な異業種の取組や市民に向けてのイベントを強化すること。 ➤ 地域コミュニティに参加すること。 ➤ 町内会、消防団、PTA等を支援すること。
地域活動やボランティア活動の輪を広げていくため必要なこと
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 活動できる拠点や場所を整備する。 ➤ 若い世代への参加を呼びかける。 ➤ 人材・リーダーの育成をする。

5 第3期計画の総括

第2章における「1 データからみた加古川市」、「2 地域活動等の状況」、「3 第3期計画における取組状況」、「4 地域活動団体等の現状」から課題を導き出しました。

これらの課題を、第3期計画における3つの基本目標をもとに整理し、第3期計画の総括を行うことで、第4期計画のめざす方向性を定めます。

(1) 地域福祉活動に関する人・基盤づくり

地域福祉の担い手の発掘と育成のため、関係機関と連携してさまざまな講座やプログラムを実施し、新たな担い手とリーダーの育成・確保に向けた取組を行ってきました。しかしながら、各種講座等の参加者は高齢化、固定化してきており、また、養成講座などの参加後に実際の地域福祉活動にはつなげられていません。そのため、魅力的で参加しやすい内容への見直しや、地域ニーズと担い手をつなぐ仕組みが求められています。

地域福祉活動への関心や参加意向のある市民が比較的多い一方で、活動をしたくても、地域とのつながり方がわからない、地域とともに何に取り組んだらよいかかわからないことから、活動に参加していない市民が多数います。既存の地域福祉の担い手の高齢化に伴い、活動する人材の減少が進む中で、地域福祉活動に関心がある人と地域がつながる仕組みや、地域での活躍の場づくりが必要となっています。

既に地域で活動している人や団体で、行政が把握できていない人材もいます。そのような人材を積極的に把握し、それぞれの人材のスキルとそれを活かせる場のマッチングの仕組みを構築していく必要があります。

また、地域住民が抱える不安や悩みは多様化しており、それらが複合的に絡み合う問題を抱えているケースに対して、適切かつ迅速に相談に応じ、必要な支援につなげることが重要です。そのため、専門知識を有する人材の一層の資質向上が求められており、関係機関と連携した専門職のスキルアップの場が必要となっています。

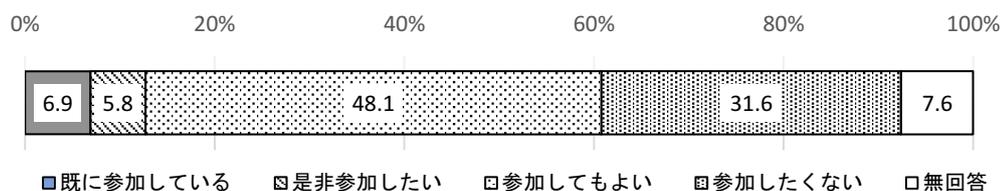
■「市民活動」への参加意欲

(市民意識調査:問7)



■高齢者の地域住民有志の活動への参加意向

(高齢者福祉及び介護保険事業計画策定における調査:問22)



(2) 必要なサービスを受けられる仕組みづくり

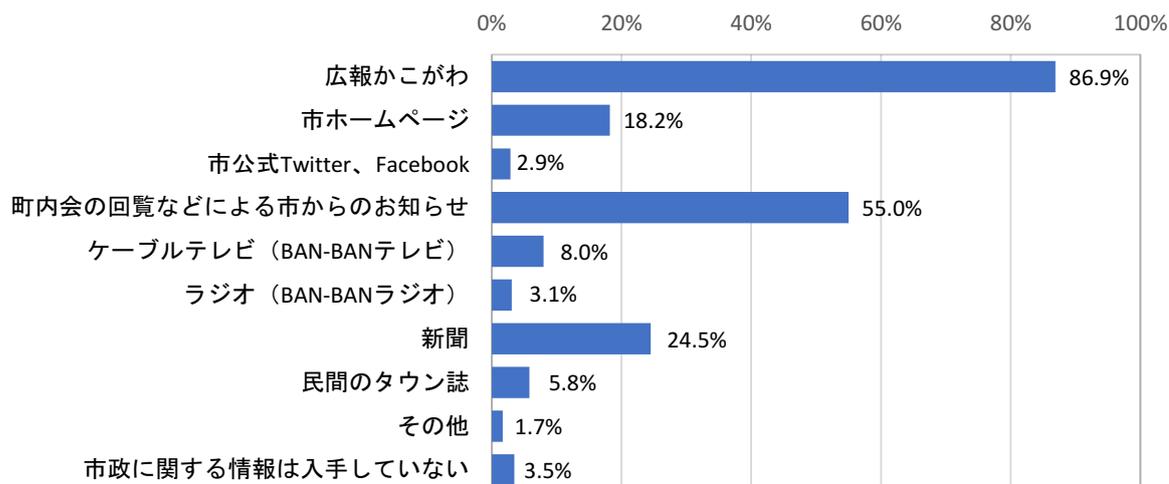
福祉サービスに関する情報については、広報紙やホームページに加えて、Facebook やアプリを活用するなど、必要とする人にとって入手しやすい情報の発信に取り組んできました。

しかし、依然として、高齢者や障がい者など、情報取得手段がないことや障害特性により、情報が入手しにくい人への情報発信が課題となっており、情報を受けとる側に寄り添ったよりきめ細やかな発信の工夫が必要です。

また、地域には高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者、犯罪等から立ち直ろうとする人、外国人など、さまざまな人が暮らしており、生活困窮やひきこもりによる貧困の連鎖や社会的孤立、8050問題やダブルケアなど、地域課題はますます複雑・複合化していることから、分野横断的な支援が求められています。

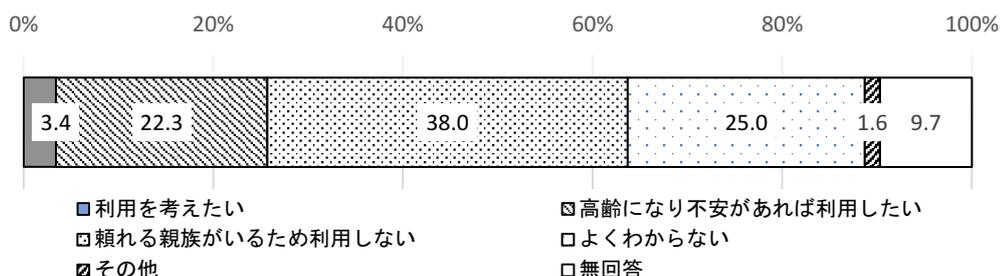
このため、専門的な相談窓口による相談支援に加え、各窓口や専門機関が情報を共有するなど連携を強化し、包括的な相談支援体制の構築を図る必要があります。併せて、成年後見や虐待防止など権利擁護を推進する体制の充実が求められています。

■ 市政に関する情報の入手方法



(市民意識調査: 問 21)

■ 高齢者の成年後見制度の利用意向



(高齢者福祉及び介護保険事業計画策定における調査: 問 60)

(3) 地域の課題を支えあう仕組みづくり

地域課題の抽出とその解決に向けて、生活支援コーディネーターを配置するとともに、各学校区域に「ささえあい協議会」の設置を進めてきました。地域住民、ボランティア、民生委員・児童委員、事業者、教育機関、社会福祉協議会、行政などがつながり、ともに支援を必要とする人を支える体制づくりに取り組んでいます。

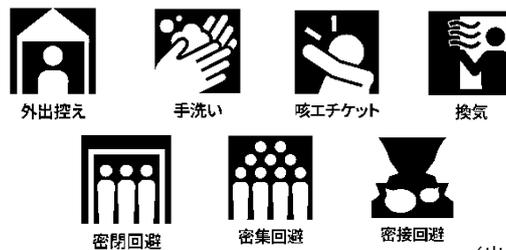
現在は、高齢者を主な対象としていますが、今後、地域に暮らすすべての人を支える仕組みとなるような「地域包括ケアシステム」の構築のためには、地域ごとの各主体のつながりはもとより、関係機関・関係団体間のつながり、地域と専門職とのつながり、横断的なつながりなど、地域の課題解決に向けて多様な主体が有機的につながることができるよう、場や機会の拡充・創出に取り組む必要があります。

近年、大規模な災害が全国各地で多発しており、平常時からの地域の見守り、助けあい、支えあいの関係が、災害時における迅速な対応にもつながると考えられています。地域で支援が必要な人を把握し、支援につなげるためにも、地域の住民主体による見守りや、支える体制の充実を図る必要があります。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、今までのような見守りができにくくなっていることから、今後は「新しい生活様式」を踏まえた見守り体制を構築することが求められています。

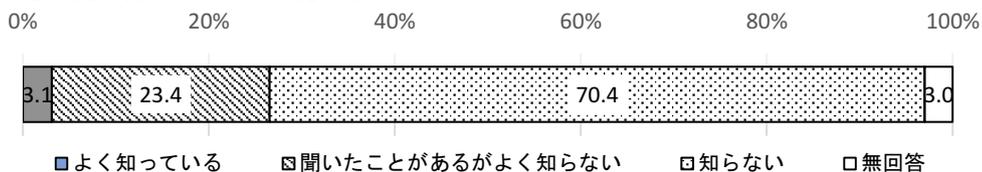
また、誰もが住み慣れた地域で最期まで自分らしく安心して暮らし続けるために、切れ目のない福祉・保健・医療の提供体制を強化するとともに、ACP[※]（人生会議）の普及啓発などを通して、市民一人ひとりが求める人生の最終段階における医療・介護の充実を図っていく必要があります。

■新型コロナウイルス感染予防策のピクトグラム



(出典：厚生労働省ホームページ)

■「一般高齢者」のACPの認知度



(高齢者福祉及び介護保険事業計画策定における調査: 問 40)

※ACP（アドバンス・ケア・プランニング、人生会議）

…人生の最終段階の医療・療養について、本人の意思に沿った医療・療養を受けるためには、ご家族等や医療介護関係等とあらかじめ話し合い、また繰り返し話し合う「ACP（アドバンス・ケア・プランニング、人生会議）」が重要とされています。

第3章 計画のめざす方向

1 基本理念

第3期計画では、すべての市民が生涯を通していきいきと、自分らしく、安心して暮らせるよう、地域における様々な担い手がつながり、支え合う仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築をめざして取組を進めてきました。

第4期計画では、第3期計画の基本的な考え方を引き継ぎ、「地域包括ケアシステム」をさらに深化させるため、地域住民が身近な課題を「我が事」として捉え、行政や関係機関、地域住民が「丸ごと」つながって課題を解決していくことで、持続可能な開発目標であるSDGsの考え方も踏まえながら「誰一人取り残さない地域共生社会」の実現に向けて、次の基本理念を掲げ施策を展開します。

未来につながる 支えあいのまち 加古川

～いま一度 みんなでつなぎ育てる ^{まち}地域づくり～

2 基本的な視点

基本理念の実現をめざし、3つの基本的な視点を踏まえながら、住民が自ら行うこと（自助）、地域での見守りや支えあい（互助）、介護保険制度等による社会保険制度（共助）、公的な福祉サービス（公助）の連携による取組を進めます。

（1）地域における顔の見える関係づくり

隣近所や身近な人同士が、お互いを理解しようとする心を持ち、交流することで、日頃からつながりを持ち、顔の見える関係を築くことが重要です。ただし、「新しい生活様式」を踏まえた関係づくりも考慮する必要があります。

（2）協働による地域福祉活動の推進

地域においては、市民、ボランティア、地域団体、福祉・医療関係者、民間事業者、行政、社会福祉協議会など、地域福祉を担うそれぞれの主体が、お互いの役割を理解し、それぞれの強みを生かしながら協働による取組を進めることが重要です。

（3）地域の実情や住民のニーズを反映させた取組

多様な地域福祉の主体が協働することによって、地域の課題を早期に発見し、地域の実情や住民のニーズを反映させた課題解決に向けての取組を実践することが重要です。

※ 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国際サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における、令和12（2030）年までの国際社会共通の目標です。

SDGsは、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。

すべての関係者が、「誰一人取り残さない」ために、経済・社会・環境などの広範な課題に、同時解決的に取り組むことをめざしています。

SDGsのゴールには、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「住み続けられるまちづくりを」など、地域福祉計画でめざす「誰一人取り残さない地域共生社会」の実現のための施策と、関連の深い目標が多くあります。

- 国は「SDGs実施指針」を定め、SDGsの達成に向けた取組は地方創生の充実・深化につながるものであり、地方自治体のさまざまな計画にSDGsの要素を反映し、部局横断的に取り組むことを求めています。
- 国は令和元（2019）年12月に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、SDGsの推進を求めています。
- 本市では、「加古川市総合計画」において、地方自治体を取り巻く社会経済環境のひとつとしてSDGsを位置づけ、市民・事業者・行政などが連携・協力しながら、積極的に経済・社会・環境などの課題解決に取り組んでいくとしています。

■ SDGsの17のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 基本目標

基本理念の実現をめざし、3つの基本目標を定め、施策を展開します。

(1) 地域福祉活動に関する人・基盤づくり

地域福祉の担い手となる人材の発掘や育成を図るため、各種講座の効果的な周知方法や魅力的な内容を検討し、実施することにより、地域活動への参加意識を醸成するとともに、地域活動につながる仕組みを構築していきます。

併せて、複雑・複合化している地域課題に対応できる専門性の高い人材の育成に引き続き努めていきます。

また、既にさまざまな場所において活動している団体の情報発信や、これらの団体と地域ニーズとのマッチングを図るとともに、地域住民や団体同士が交流する基盤づくりを支援していきます。

(2) 必要なサービスを受けられる仕組みづくり

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者、犯罪等から立ち直ろうとする人、外国人など、誰もが必要なサービスを確実に受けられるような情報提供体制や、複雑・複合化する相談に対応できる包括的な相談支援体制など、関係機関の情報共有や連携による重層的な生活支援体制の整備を図ります。

また、高齢者、障がい者、子どもなどへの虐待について、関係機関との連携をより強化し、迅速に対応していきます。

さらに、成年後見支援センターの開設に伴い、認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な人が、自分らしく安心して生活をするためにその人の権利を守る支援を充実していきます。

(3) 地域の課題を支えあう仕組みづくり

生活支援コーディネーターによる地域資源の把握、地域課題の抽出を進めるとともに、「ささえあい協議会」において、地域住民、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員、教育機関等が連携し、地域課題の共有や解決に向けての協議を行っていきます。

さらに、地域のさまざまな担い手の見守り活動の充実を図るとともに、感染症等の新しい脅威にも対応した災害時における支援体制の構築を図っていきます。

また、誰もが住み慣れた地域で最期まで自分らしく安心して暮らし続けるための地域包括ケアシステムの構築に向け、福祉・保健・医療の連携を強化するとともに、ACP（人生会議）の普及啓発などを通して、市民一人ひとりが求める人生の最終段階における医療・介護の充実を図ります。

4 施策の体系

基本理念

未来につながる 支えあいのまち 加古川

～いま一度 みんなでつなぎ育てる まち地域づくり～

基本的な視点

自助・互助・共助・公助の連携による取組

- 1 地域における顔の見える関係づくり
- 2 協働による地域福祉活動の推進
- 3 地域の実情や住民のニーズを反映させた取組

基本目標

地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進

- 1 地域福祉活動に関する人・基盤づくり
- 2 必要なサービスを受けられる仕組みづくり
- 3 地域の課題を支えあう仕組みづくり

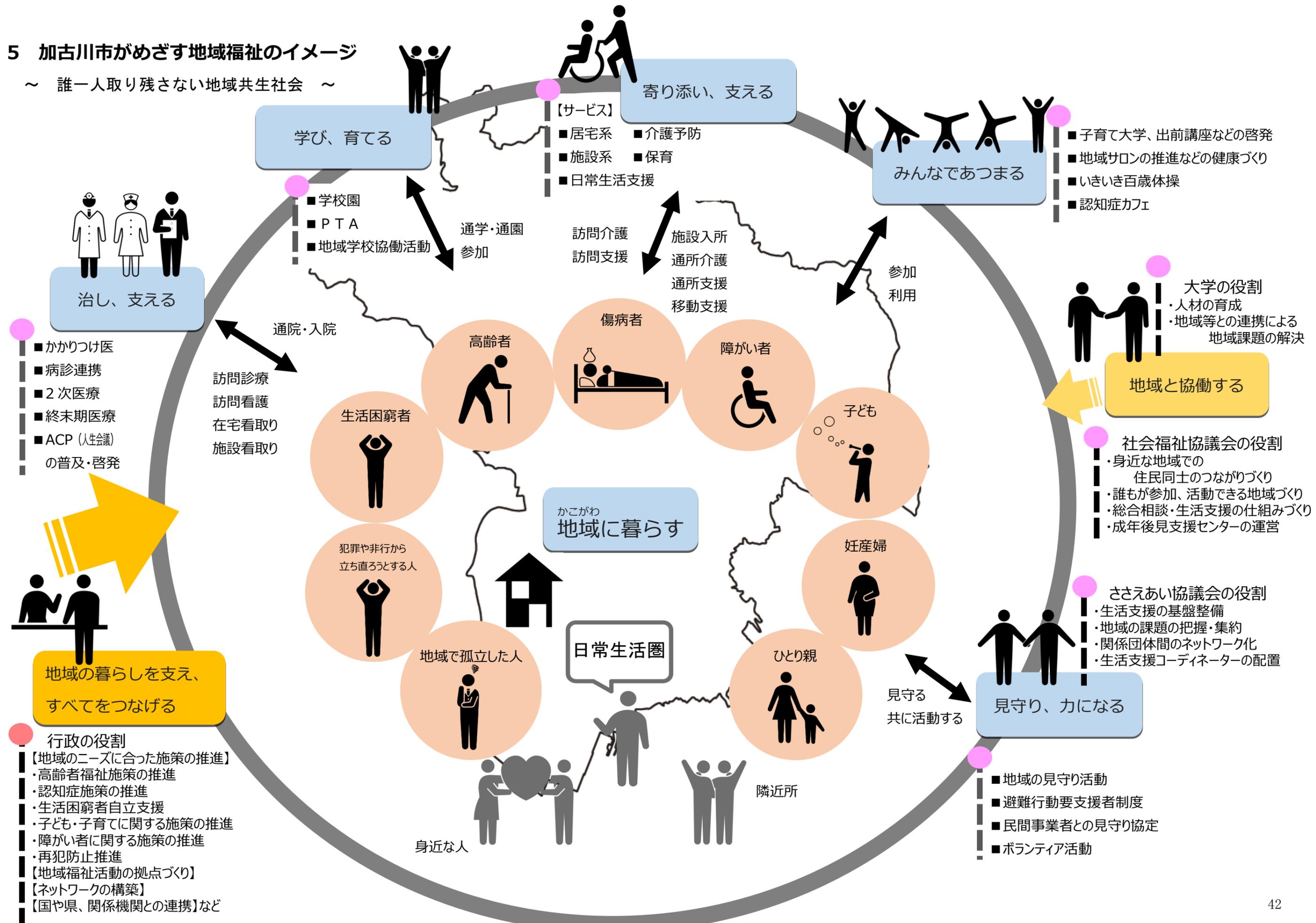
- (1) 人材の発掘と育成
- (2) つながる場の創設
- (3) 活動の支援
- (4) 参加意識の醸成

- (1) 情報提供体制の充実
- (2) 相談窓口の充実
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 自立を支援する体制の充実

- (1) 地域課題の共有
- (2) 地域の安全・安心の確保
- (3) 福祉・保健・医療と生活関連分野の連携強化

5 加古川市がめざす地域福祉のイメージ

～ 誰一人取り残さない地域共生社会 ～



第4章 施策の展開

1 地域福祉活動に関する人・基盤づくり

(1) 人材の発掘と育成

これまで十分に把握できていなかった地域活動団体等の人材を把握し、それらの人材の育成に努めます。また、複雑・複合化する地域課題に対応するため、専門分野の人材のより一層の資質向上に努めます。

取組	内容
地域福祉の担い手の把握とリーダーの養成	<ul style="list-style-type: none">■市民団体の実態調査の活用や、大学、活動団体を支援する機関と情報共有を行い、地域が必要としている人材を把握するとともに、地域福祉の担い手となるボランティアの育成に努めます。■社会福祉協議会等と連携し、身近な地域コミュニティで核となり地域福祉活動を牽引するリーダーを養成するための研修会を実施します。
専門職の資質向上の推進	<ul style="list-style-type: none">■福祉関係機関・団体・行政・福祉施設等の社会福祉従事者、相談員、医療従事者等を対象とした専門研修や、事例発表の場を通じたグループワークにより、専門職のスキルアップや知識の蓄積を図ります。■市が行う出前講座の連続講座の開催や、スキルアップを図るための段階的な研修の開催により、専門職の参加意欲を促し、資質を向上させます。

(2) つながる場の創設

地域コミュニティをより活性化し、継続させていくため、地域住民や福祉活動団体が活動し、交流する場づくりを推進します。また、インターネットを活用したつながる場の創出を支援し、より広く重層的につなげる仕組みの構築を推進します。

取組	内容
顔の見える関係づくりの場の確保	<ul style="list-style-type: none">■地域住民が自主的かつ継続的に活動できる場の確保を支援するとともに、社会福祉法人や民間事業者など幅広い主体の地域福祉活動への参加を促進し、新たな交流の場づくりを進めます。■総合福祉会館や子育てプラザなど、顔の見える関係づくりの拠点となる場の情報について、内容や発信方法の充実を図ります。■つながりの希薄化が進む都市部での支え合いのネットワークをつくるため、地域のキーパーソンを把握し、情報を共有し合う交流会などの場を作ります。
インターネットを活用したつながる場の支援	<ul style="list-style-type: none">■インターネットを活用し、時間や場所を問わず、地域福祉活動を担う者同士の交流や、意見交換を行う場の創設を支援します。

(3) 活動の支援

地域で活動している様々な団体が、より積極的に活動を展開できるよう、ホームページで団体の魅力を発信するなど、各団体が実施する活動を支援します。また、関係機関と連携して地域と各団体がつながる仕組みづくりに取り組みます。

取組	内容
活動団体に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域福祉活動を行う団体の活動内容について、ホームページやソーシャルネットワーキングサービスなどを活用することにより、団体の魅力を発信します。 ■ 地域で活動する団体が実施する事業や、団体同士が協働して取り組む事業に対する支援を行います。
地域ニーズと担い手をつなぐ仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会福祉協議会、大学、活動団体を支援する機関などと連携し、地域住民の様々なニーズと、様々なスキルを持った地域活動の担い手とをマッチングする仕組みの構築を図ります。

(4) 参加意識の醸成

地域住民の地域福祉活動に対する関心が高まるよう、一人ひとりの趣味・経験と地域活動が融合するような魅力的なイベントや学習会などを開催するとともに、自宅でも受講できるオンライン講座の開催など、参加しやすい環境づくりに努めます。

また、子どもの頃から福祉意識を醸成する福祉学習を引き続き実施するとともに、若い世代が地域福祉活動に参画できる取組を推進します。

取組	内容
参加意欲を高める魅力的な仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> ■ 趣味や経験を生かすことで生きがいを感じる内容など、地域住民の参加意欲が高まるイベントや学習会などを実施します。 ■ 地域福祉活動への積極的な参加の「きっかけ」と、活動を続ける「楽しみ」となるよう「かこがわウェルビーポイント制度」を活用します。 ■ 夜間をはじめ参加しやすい時間帯の講座や、自宅でも受講できるインターネットを活用したオンライン講座等の実施を検討します。
福祉意識の醸成と福祉教育の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校での福祉学習において、児童・生徒が高齢者、障がい者との交流や疑似体験を行うなど、子どもの頃から福祉意識の醸成を図ります。 ■ 高校や大学と連携・協力し、若者が主体的に地域福祉活動に参画できる機会の提供に取り組みます。 ■ 市民を対象にした「福祉」に関するイベントや学習会を開催し、地域で福祉活動を行う意欲の向上を図ります。

2 必要なサービスを受けられる仕組みづくり

(1) 情報提供体制の充実

福祉サービスに関する情報が、情報取得手段がないことや障害特性により情報を入力しにくい人にも届くように、適切で効果的な情報発信に努めます。

また、潜在的に福祉サービスを必要としている人に情報が届くよう、新たな情報伝達手段による身近な地域情報の提供体制を充実させます。

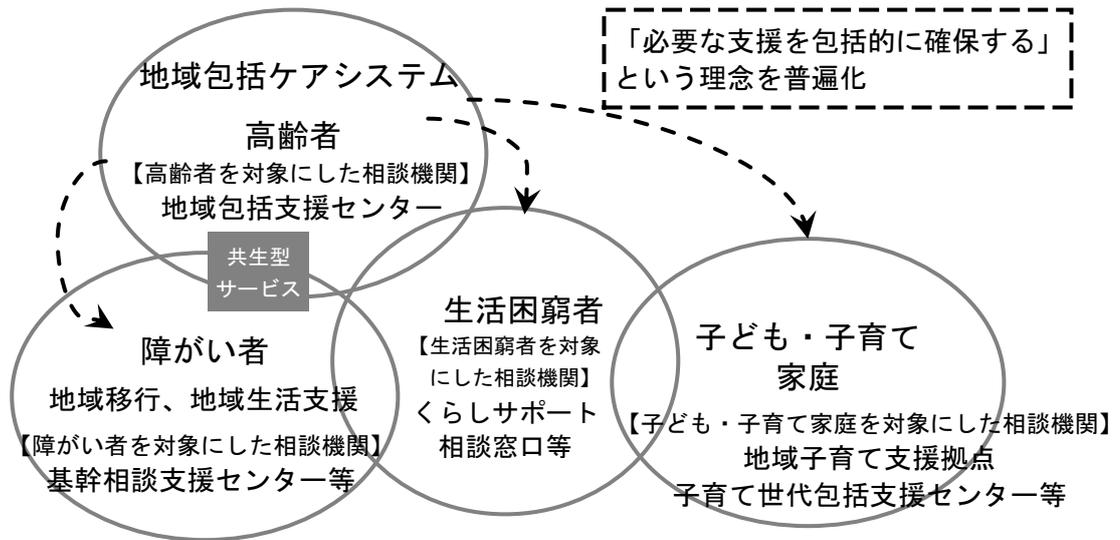
取組	内容
必要な情報が適切に「伝わる」情報提供体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者、障がい者、外国人など、それぞれのコミュニケーション手段に対応した情報発信を行うとともに、生活ステージに応じた必要な情報が伝わるよう、適切で効果的な情報発信に努めます。
身近な地域情報の提供の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■広報紙等の従来の情報伝達手段に加え、行政情報アプリ「かこがわアプリ」などソーシャルネットワーキングサービスの活用により、身近な地域情報が潜在的に福祉サービスを必要としている人に伝わる情報発信を進めます。

(2) 相談窓口の充実

8050問題、ダブルケアなどの複雑・複合化する様々な地域課題に対応するため、各相談窓口の体制強化や相互連携を進め、相談者の属性や世代を問わず、それぞれのニーズに応じた包括的な相談支援体制を整備していきます。

取組	内容
相談窓口の強化・連携	<ul style="list-style-type: none"> ■介護、障害、子ども、生活困窮など各分野の相談窓口の体制強化を図るとともに、複雑・複合化した課題に一体的に対応できるよう、各相談窓口の連携体制をより強化させます。また、連携に当たっては、ICTを活用するなど、効率化・迅速化に取り組みます。 ■居住地域や生活ステージに応じた相談を広く受けるため、身近な相談先としての民生委員・児童委員や、地域の相談窓口である地域包括支援センターなどの役割を地域住民に周知します。
相談者のニーズに応じた相談支援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■必要な支援が届いていない人への訪問を実施するなど、アウトリーチによる継続的な支援に努めます。 ■障がい者や認知症家族など、同じような立場にある相談員が相談に応じるピアサポート事業を実施します。

■地域共生社会の実現に向けた「地域包括ケアシステムを含む包括的支援体制」のイメージ



(3) 権利擁護の推進

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者や外国人など、すべての人が地域において安心して暮らし続けることができるよう、それぞれの権利が擁護され、必要な支援につなげる仕組みづくりを進めます。

取組	内容
誰もが安心して暮らし続けられる権利擁護支援	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者、障がい者、子ども等に対する虐待やDVの防止を図り、または早期発見・早期対応するため、地域での見守り活動や困難事例に対応する「コア会議」を実施するなど、関係機関と連携し迅速に必要な支援につなぐ仕組みづくりを引き続き進めます。 ■無理解による障がい者、外国人等への偏見や差別が解消されるよう、一人ひとりの違いを認め、受け入れる地域づくりを進めるための啓発を行います。
成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ■「加古川市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見支援センターを中心に、成年後見制度の周知・啓発を図るとともに、地域連携ネットワークを構築することより、必要とする人の制度利用を促進します。

(4) 自立を支援する体制の充実

複雑で複合的な課題を抱える生活困窮者や犯罪・非行から立ち直ろうとする人に対して、関係機関の連携による継続的な支援を行い、自立を支援するとともに、地域で受け入れる土壌を醸成します。

取組	内容
生活困窮者や犯罪・非行から立ち直ろうとする人に対する支援	<ul style="list-style-type: none">■ 「生活困窮者自立支援法」や「加古川市再犯防止推進計画」に基づき、複雑で複合的な課題を抱える生活困窮者や、犯罪・非行から立ち直ろうとする人に対して、市の福祉分野の部署と関係機関が情報共有の場を通じて緊密に連携し、自立に向けて継続的な支援を行います。■ 地域住民に対して、生活困窮者や犯罪・非行から立ち直ろうとする人への理解を深めるため、広報誌などによる啓発を行い、地域で受け入れる心の醸成を図ります。

3 地域の課題を支えあう仕組みづくり

(1) 地域課題の共有

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者に関する地域づくりについて、地域住民や事業者など様々な地域主体が地域課題を共有し、課題解決の対策を検討する場や、支えあいの仕組みを生み出すコーディネート機能を充実します。

また、地域での取組の成果を全市的に展開したり、施策へつなぐ仕組みを推進します。

取組	内容
地域課題の解決への支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者に関する地域課題について、生活支援コーディネーターが中心となり、様々な地域主体が参画する「ささえあい協議会」において、その解決に向けた支えあいの仕組みづくりを進めます。 ■子どもに関する地域課題の解決に向けて、学校園が学校運営協議会やその他地域にある各種団体等と連携することにより、学校園・家庭・地域が協働しながら、子どもたちの学びと育ちを支える仕組みづくりを進めます。 ■上記のほか、介護、障害、子ども、生活困窮に係る地域づくりを支援する事業を行い、相互の連携に取り組みます
地域の活動を施策につなげる取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■地域課題の解決に向けて、地域福祉活動の担い手同士が情報を共有し、意見交換する場を設け、地域での取組の成果を全市的に展開したり、施策に反映させる取組を推進します。

(2) 地域の安全・安心の確保

地域で課題を抱えた人の早期発見や犯罪被害の防止に対応するため、地域活動の担い手同士の連携に加えて、民間事業者との協働やICTの活用により見守り体制の強化を図ります。

また、感染症等にも対応した災害時における支援体制の構築に努めます。

取組	内容
地域ぐるみの見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉協議会や民生委員・児童委員、町内会などの身近な地域福祉活動の担い手同士が連携し実施する、ふれあいサロンや認知症カフェなど、住民主体の見守り活動に対する支援を行います。 ■「見守りカメラ」による犯罪防止、「緊急通報システム」や「見守りタグ」による見守り、民間事業者と連携した見守りなど、様々な目で見守る体制を推進します。
感染症等に対応した災害対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■「避難行動要支援者制度」の周知と普及を図り、自主防災組織等と福祉専門職との連携により平常時から防災意識を高めるとともに、避難行動要支援者の個別支援計画の策定を進めます。 ■災害時の避難支援、避難所や在宅避難における配慮等の様々な取組に加え、感染症等に対応した避難の支援体制の充実を図ります。

(3) 福祉・保健・医療と生活関連分野の連携強化

すべての人が、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けられるよう、切れ目のない福祉・保健・医療の提供体制の構築を進めます。

また、ACP（人生会議）の普及啓発などを通して、市民一人ひとりが求める人生の最終段階における医療・介護の充実を図ります。

取組	内容
福祉・保健・医療連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■福祉と医療の専門職などが連携し、支援を必要とする人の情報や課題を共有することで、必要な支援が切れ目なく適切に提供される体制の整備を図ります。 ■認知症サポート医、医療・介護の専門職により認知症の早期対応を図る「認知症初期集中支援チーム」や、リハビリテーション等多職種の専門職により自立支援に向けたケアマネジメントを検討する地域ケア会議など、専門職の連携による支援体制を推進します。
人生の最終段階における在宅ケアの理解の普及と支援	<ul style="list-style-type: none"> ■人生の最終段階において、医療機関だけでなく、住み慣れた自宅や施設で過ごすなど、自らが望む生き方が選択できるよう、在宅医療と在宅介護の充実や専門職のさらなる連携を図ります。 ■市民に対して、看取りを含めた在宅ケアやACP（人生会議）の周知、啓発を図ります。

第 5 章 加古川市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨

加古川市成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条 1 項に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定します。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年 5 月施行）

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 計画の期間

第 4 期加古川市地域福祉計画と一体的に策定し、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間とします。

2 成年後見制度を取り巻く現状と課題

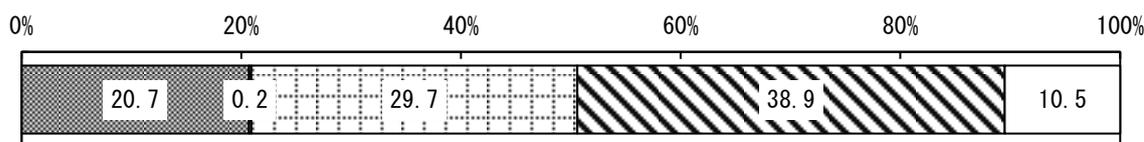
加古川市での法定後見開始等の審判の市長申立て件数はやや増加傾向にありますが、令和元年に実施した「一般高齢者」に対するアンケートの結果は成年後見制度を「知っている」と「既に利用している」の合計が 20.9%となっており、広く市民に理解されているとは言えない状況です。

■市長申立て件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
市長申立て件数（人）	2	4	7	10	6

（資料：高齢者・地域福祉課）

■「一般高齢者」の成年後見制度の認知度



- 知っている
- 既に利用している
- ▨ 名前を聞いたことはあるが、概要はわからない
- 知らない
- 無回答

（高齢者福祉及び介護保険事業計画策定における調査：問 57）

■地域包括支援センターへの相談件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認知症・若年性認知症に関すること（件）	1,653	2,291	3,276	4,116	3,863

※令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響で相談件数は一時的に減少しています。

このような中、地域包括支援センターに寄せられる認知症に関する相談件数は、年々増加しています。また、成年後見制度の潜在的な利用者である、療育手帳所持者数や精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向にあります。さらに、福祉団体や支援者団体などからは、支援対象者の金銭管理や諸手続きを、将来の不安とする声が寄せられています。

このため、認知症や障害により判断能力が十分ではない状態であっても、日常生活上、不利益を受けることなく、その人らしい生活を送ることができるように、成年後見制度の利用促進をはじめ権利擁護の取組を進める必要があり、令和 2 年 10 月に総合福祉会館内に「成年後見支援センター」を開設しました。

3 基本目標

課題解決に向け、3つの目標を定め、施策を展開します。

- (1) 成年後見制度の普及啓発
- (2) 相談機能の充実と利用促進
- (3) 地域連携ネットワークづくり

4 施策の展開

(1) 成年後見制度の普及啓発

- ・市民をはじめ、福祉・保健・医療の関係者に対し、成年後見制度及び権利擁護に関する理解を促すために、チラシやパンフレットの作成及び啓発のための講座を実施します。

(2) 相談機能の充実と利用促進

- ・市民からの身上保護・金銭管理に関する相談に対する支援を行います。
- ・状況によっては対象者宅を訪問するなど相談がしやすい環境づくりを行います。
- ・困難な事例などは弁護士会、司法書士会、社会福祉士会と連携し相談を行います。
- ・家庭裁判所への申立てを検討している人へ助言をし、申立人が成年後見制度を利用しやすいように支援します。
- ・申立人が存在しないことにより制度利用につながらない場合は、課題解決のために市長申立てを行います。
- ・既に成年後見人等となっている人への助言などを通して、後見業務の負担軽減をめざします。

- ・法人後見、市民後見人など担い手の育成に取り組みます。

(3) 地域連携ネットワークづくり

- ・社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業と連携し、切れ目のない適切な制度活用につなげます。
- ・弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、サービス事業者、医療関係者、民生委員・児童委員等の関係機関とネットワークの構築を図り、円滑な連携が行えるように努めるとともに、成年後見制度の利用促進に関する取組状況の点検、評価等を行います。
- ・家庭裁判所との連携を図り、申立てから成年後見業務の運営までが円滑に実施されるように努めます。

第 6 章 計画の推進

1 市民、事業者、行政等の協働による計画の推進

市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を実現させるには、市民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることが不可欠です。

そこで、計画の推進に当たっては、市民、地域で活動するボランティア、NPO、関係団体、関係機関や事業者など、地域に暮らすすべての人が、地域福祉活動の重要な担い手であることを認識し、役割を果たしながら連携することが求められます。

(1) 市民の役割

地域社会は、その地域に暮らす住民が主体となって作り上げていくものです。地域住民一人ひとりが、地域のことに関心を持ち、それぞれの役割を理解したうえで、「自分にできること」を考え、地域福祉活動を担う一員として、具体的な取組を進めていくことが必要です。

市民一人ひとりが、地域福祉活動に積極的かつ主体的に参加し、さらにはその活動を地域全体に広げていくことにより、市民主体の支えあいや助けあいの意識が高まり、地域のコミュニティ活性化につながることが期待されます。

(2) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域で複雑な生活課題を抱える住民にとって、身近な相談相手となり、適切な福祉サービスが得られるよう情報提供や援助を行うとともに、関係機関等に協力することで、地域住民の課題解決を支援する役割を担います。

また、地域における支えあい活動の中心的な存在として、住民同士の結びつきの強化や、行政、社会福祉協議会と連携した地域福祉活動に取り組むことが期待されます。

(3) 地域団体（町内会、老人クラブ等）の役割

町内会をはじめとする地域団体は、声かけやあいさつなど、日常的な活動をはじめとし、多くの人に地域活動への参加を呼びかけ、地域の連帯意識の高揚に努めることが必要です。

また、地域での困りごとを、地域で解決してきた知識と経験を活かして、様々な課題を解決していくための方策を話しあい、関係機関による支援へつなげたり、団体間で協力して課題の解決に取り組むことが期待されます。

(4) ボランティア、NPO、市民団体等の役割

ボランティア、NPO、市民団体等は、それぞれが明確な目的や専門性を持ち、先駆的で創造的な活動をしており、支えあい助けあう地域社会の構築に向けて必要となる、人と人とをつなぐ大きな力を持っています。

ボランティアやNPO活動の参加者として地域住民を受け入れたり、地域団体や事業者等とも協働した取組を進めることで、地域福祉のけん引役として多様で柔軟な活動が期待されます。

(5) 事業者（社会福祉法人、企業等）の役割

事業者は、自らの活動が地域住民の暮らしを支え、安心につながることを認識し、多様なニーズに応えるとともに、適切で質の高いサービスの提供と、権利擁護やプライバシー保護への厳格な対応が求められます。

また、福祉的な支援が必要な人に配慮した生活関連サービスを提供するとともに、地域住民との積極的な交流や、行政や各種団体との連携による見守り活動など、地域社会への貢献が期待されます。

(6) 医療機関の役割

医療機関は、地域で疾患を抱えながら生活する高齢者などの増加に対し、地域完結型の「治し、支える医療」の推進発展に欠かせない存在です。医療ニーズの高い地域住民の在宅療養の継続や、在宅や施設での看取り、さらにはそれらを支える家族等を支援することが求められます。そのため、「地域包括ケアシステム」の推進に当たって、医療職と多職種との連携を図りながら、在宅療養環境の整備を進め、地域の医療体制の充実に取り組むことが期待されます。

(7) 大学の役割

大学は、地域福祉を支える人材の育成において大きな役割を果たしています。専門職の育成だけでなく、地域福祉のリーダー的人材の育成やボランティアの育成など、地域のニーズに応じた人材育成の役割が求められます。また、各種団体や行政と連携した事業の展開など、教員、学生の力を地域に活かし、地域住民と協働して地域の課題解決に取り組むことが期待されます。

(8) 学校の役割

学校は、将来の地域福祉を支える人材の育成において大きな役割を果たしています。福祉教育などを通じて福祉意識の醸成を図るとともに、地域における地域福祉活動のリーダーやボランティアとしての人材を育成する役割が求められます。また、子どもに関する地域課題の解決をめざし、地域住民等と一体となったコミュニティ・スクールの取組を一層充実させることが期待されます。

(9) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、「ささえあい 地域でみまもる まちづくり」の実現に向けて、地域住民、活動団体、事業者、関係機関など幅広い分野の参加と協力のもと、様々な活動を行っています。地域福祉活動の支援や各種福祉サービス、当事者支援活動やボランティア活動の推進などに取り組んでおり、加古川市の地域福祉を推進する中核となる機関です。そのため、地域住民が身近なところで気軽に相談できる、総合相談窓口としての役割が求められます。

地域福祉活動に参加するメンバーの力を効果的に活用し、地域福祉のコーディネーターとして、地域拠点づくりや人材の発掘・育成、市民のニーズをふまえた各種団体などへの支援と連携に取り組むことが期待されます。

(10) 行政の役割

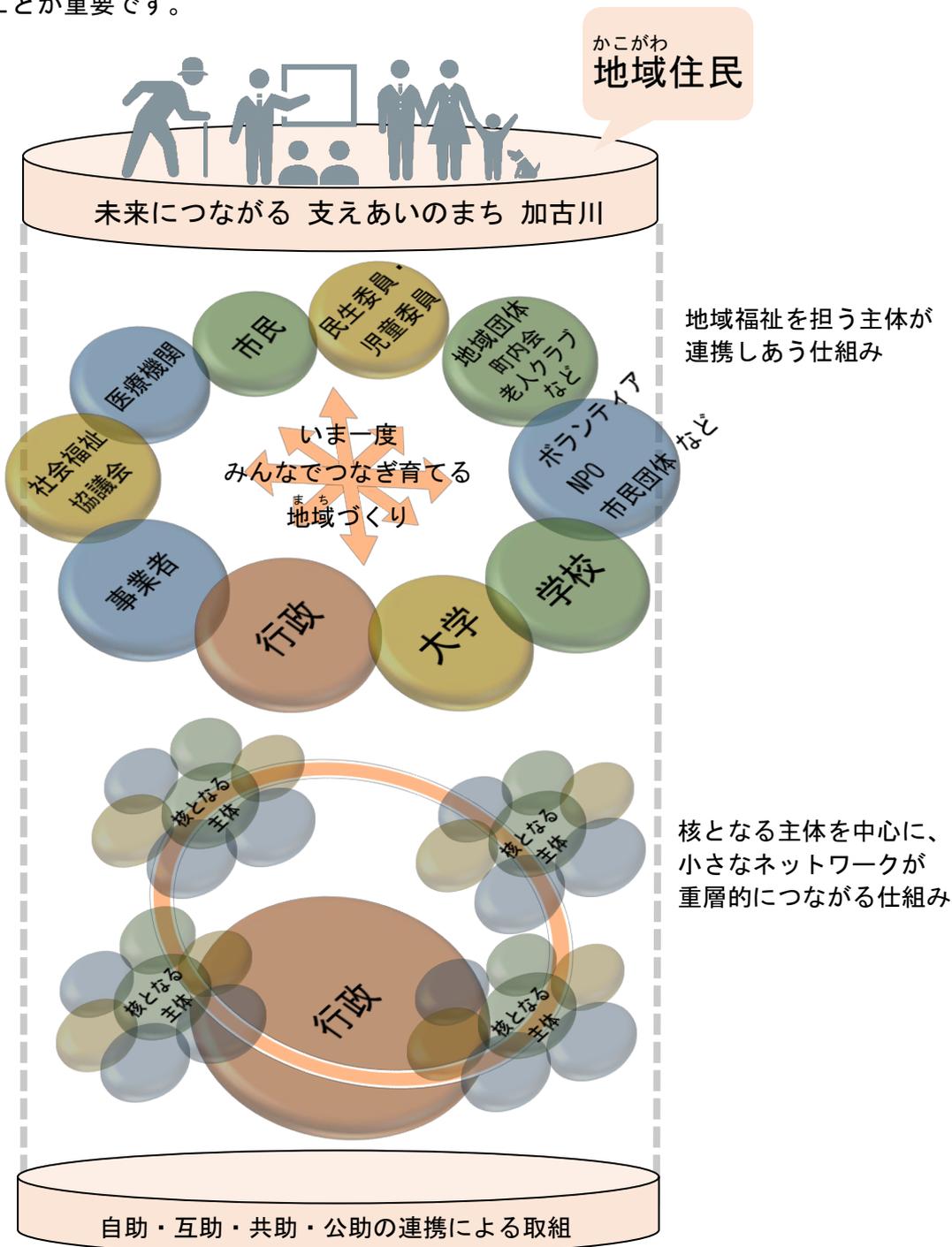
これまで市が中心となって取り組んできた、公的な福祉サービスの提供や行政権限に基づく対応や支援は、今後とも、実態、ニーズに即して着実に推進を図っていくことが求められます。

また、市民や各種団体・機関が地域福祉活動に取り組むにあたり、多様な参加機会や情報の提供、先進的な事例の収集・紹介やモデル的な取組を提示するなど、主体的に地域福祉活動に参加できるよう、必要な支援を行います。

さらに、地域における様々な主体と相互に連携・協働するとともに、各主体間の交流や、様々な主体を巻き込んだ地域福祉活動の展開を支援するなど、地域福祉の多様な主体をつなげる役割を担います。

2 地域福祉を担う各主体の関係図

加古川市の地域福祉を推進していくに当たっては、地域福祉を担う主体が、お互いにつながりあうとともに、課題に応じて、いくつかの主体がその役割の分野において、関係主体間の核となることによって、重層的なネットワークを構築し、地域における課題の解決に向けて取組を進めていくことが重要です。



3 地域福祉の推進

本計画に基づく施策を計画的に、かつ実効性を持って推進するため、計画期間内において、推進する項目や取組の進捗状況を把握・評価し、必要に応じて適宜見直し等を行い、計画の進行管理をします。結果や成果を評価すること、住民の意見を反映することにより、計画の着実な推進を図ります。

